

宮崎県におけるカツオ・マグロ漁業の発展構造

—戦 前 篇—

片 岡 千 賀 之*

The Development Structure of Bonito and Tuna Fisheries of Miyazaki Prefecture

—Prior to Second World War—

Chikashi KATAOKA*

Abstract

It is a well known fact that the bonito and tuna fisheries are among those fisheries which underwent initial capitalization and that many studies has so far been carried out on this field. Nevertheless, the recognition about the period of capitalization and its character, namely, the development structure, seems to be varied significantly. In view of the above, the present study was undertaken, the object of which is to write minutely the development process, and to gain the view point on the theme, since the bonito and tuna fisheries of Miyazaki prefecture occupies an important position in the National Fisheries and also since no study has so far been carried out on this particular fisheries of Miyazaki prefecture.

はじめに

最初に、統計から、宮崎県におけるカツオ・マグロ漁業の発展過程を鳥瞰しておく。表一1はカツオ漁獲高の推移をみたものだが、県全体では明治後期までの伸長、末期の低落、大正以降かなりの変動をみながらも固定的に推移していることを看取しうる。

郡別には一貫して県南部・南那珂郡の漁獲量が最も高いが、その動向は明治末期までの増大と、それ以降の沈滞傾向がみられる。県中部・宮崎郡の動向も同様で両郡の動向は県全体のそれを規定しているといえる。独特なのは県北部の東臼杵郡で、そこでは明治末期以降も漁獲高を伸ばし、県全体に占める比重を序々に高めている。ところで留意せねばならぬのはこの統計が属地統計だということである（属地とも属人ともことわっていないが、属地統計であることは後に示す）。ということは宮崎県への県外船によるカツオ水揚げはないに等しいから表には宮崎県船籍でありながら県外へ水揚げされたものは含まれていないということである。属人統計であれば、明治末期以降漁獲高は漁船動力化によって著しく伸長していることを知るであろう。

* 鹿児島大学水産学部水産環境社会学研究室 (Lab. of Fisheries Environment and Sociology,
Fac. of Fisheries, Kagoshima Univ.)

表-1 カツオ漁獲高の推移

年	宮崎郡	南那珂郡	児湯郡	東臼杵郡	県	計
	(貫)	(貫)	(貫)	(貫)	(貫)	(円)
明治22年		81,400	605	22,528	104,532	20,763
24年		111,387	466	17,689	129,543	25,952
31年					204,409	26,718
35年	9,420	332,589	350	4,673	347,032	275,370
41年	27,000	92,675	1,470	22,273	143,418	105,330
44年	16,000	102,309	850	41,780	160,939	101,902
大正5年	2,600	104,527	9,227	34,996	151,350	82,697
10年	12,155	57,104	1,500	23,337	94,096	209,261
昭和1年	24,699	165,656	1,907	112,472	304,734	390,545
6年	17,979	115,680		45,350	179,009	122,252
10年	8,717	75,611	1,700	42,243	128,241	90,829
15年	13,560	207,123	1,252	94,369	316,304	378,995

- (注) 明治22, 24年の南那珂郡には北那珂郡を含む
 昭和6年以降の宮崎市は宮崎郡に, 10年以降の延岡市は東臼杵郡に入れた。
 (注) 「県統計書」および県立図書館所蔵文書より作成。

県外水揚げは無動力船による根拠地漁業, 漁船大型化・高馬力化を進めた南那珂郡が中心で, 宮崎郡は文字通りの衰退, 東臼杵郡ではついに近海漁業の域を出ず, 動力化による漁獲増大は地元水揚げの増大と連なっていくのと3類型に区分しうることになる。

表-2のカツオ節生産量の推移は, カツオ県内水揚げ高のそれと極めて類似していることはいうまでもない。

表-2 カツオ節生産高の推移

年	宮崎郡	南那珂郡	東臼杵郡	県	計
	(貫)	(貫)	(貫)	(貫)	(円)
明治32年				47,597	15,192
35年	6,200	16,496	2,010	24,706	82,695
41年	8,000	23,400	6,750	38,150	158,980
44年	6,000	19,197	9,410	34,607	129,640
大正5年	2,000	20,541	2,620	25,161	110,955
10年	4,000	11,283	2,585	17,863	203,566
昭和1年	2,500	36,968	81,377	120,845	531,970
6年	2,400	26,090	13,064	41,554	231,632
10年		28,620	10,503	39,123	201,691
15年	120	31,740	10,249	42,109	122,118

- (注) 資料: 表-1に同じ。

表-3はマグロ漁獲高の推移をみたものであるが, この統計はカツオの場合と異なり, 属人統計(同じく根拠は本文にゆずる)と推則される。マグロの場合, 県外船の水揚げが南部珂郡

油津町・南郷村に集中し、県内船の水揚げをはるかに凌駕するところはカツオと対称的である。マグロ漁業の勃興は明治36年のことで、漁船大型化——根拠地漁業を推しすすめていたカツオ漁業の裏作として定着し、その後動力化の過程で漁獲量は飛躍的な増大をとげる。最初は東臼杵郡、宮崎郡にも相当の漁獲があったが、次第に南那珂郡に集中化していった。

表—3 マグロ漁獲高の推移

年	宮崎郡	南那珂郡	児湯郡	東臼杵郡	県	計
	(貫)	(貫)	(貫)	(貫)	(貫)	(円)
明治22年		4,750	52	4,800	9,602	908
24年		4,807	256	7,000	12,063	1,077
31年					22,765	8,003
35年		9,370		300	9,670	5,473
41年	18,000	32,043	1,526	18,138	69,707	57,130
44年	20,000	47,131	1,210	62,550	130,891	82,983
大正5年	1,157	113,248	1,180	29,319	114,904	117,396
10年	8,000	45,482	4,250	15,838	73,570	211,677
昭和1年	11,664	88,893	3,900	43,726	148,183	262,112
6年	24,554	84,471	300	65,487	174,812	186,448
10年	525	1,080,920		7,165	1,088,610	1,173,521
15年	8,119	252,526	350	11,827	272,822	354,847

(注) 資料：表—1に同じ。

さて、本文では上記の資料を参考に4期に時期区分をしているので、各時期の概略を極く簡単にのべておく。

I. 江戸時代；封建制下でのカツオ漁業の停滞

II. 明治期；前期＝封建的諸拘束の撤廃によるカツオ漁業の叢生と前期的資本の侵蝕、後期に展開する無動力船での「沖合化」・根拠地漁業の形成と裏作としてのマグロ延縄の導入、漁業経営の前期的資本からの自立化の進展

III. 大正期；漁船動力化の開始とそれに随伴する漁業技術の転換、根拠地漁業にかわる沖合漁業の発展による漁獲高の増大と県外水揚げ高の増加、地域的には宮崎郡の衰退、マグロ漁業における南那珂郡（油津町・南郷村）の根拠地化

IV. 昭和期；漁船の大型化・高馬力化と小型漁船への動力化の普及によるカツオ・マグロ漁業における重層構造の形成、戦時体制下での漁業生産力の停滞

なお、本文中特にことわらない限り資料は県立図書館所蔵の行政文書による。

I. 封建時代のカツオ漁業

宮崎県におけるカツオ漁業およびカツオ節生産の発祥は不明であり、藩政時代のそれも概観を知るにとどまる。

カツオ漁業に藩専売制をしいている地方として、士佐および日向の二国が知られているが、日向全域というわけではなく、飢肥藩だけに行なわれていたものようである。

「飴肥藩ニアリテハ鯉漁業ニ限り漁船ノ所有者（建造）ヲ指定シ船株ナルモノヲ制定シ、是等株主ノ専用漁業トシ、新規ニ漁業ヲ開始セントスルモノハ船株ヲ買収セザルベカラザルノ制度ヲ採リ、漁獲物ハ主トシテ節ニ製シ、藩庁ニ納入シ、藩ニ於テハ之ヲ特産物トシテ大阪市場ニ送リタルモノナリ、而シテ節製造ニ関シテハ釜株ヲ制定シ、生鯉ノ重量一割六歩ヲ標準（日止り）トシテ納入シ、生鯉ノ価格及製造賃金ハ別ニ規定シアリ」¹⁾ 飴肥藩青島村においては

「漁業ハ船主ニ於テ之ヲ取締リタル故ニ船主株ナルモノヲ生シテ其以外ニ船主タルヲ許サス船ヲ造ラントスルモノハ其株ヲ売買セリ。鯉ノ時期ニ於テ漁獲物ヲ船主ニ於テ節ニ製シ御荷物トシテ藩主ニ買ヒテ受ケタリ故ニ船ヲ造ル場合藩主ヨリ幾分ノ保護ヲ受ケタリ」「本村沖合ノ黄金瀬ハ鯉ノ餌料ヲ漁スル外他ノ漁業ヲナスコトナク他村ハ無論他ノ部落ノ漁業ヲ禁止セリ」

ここに藩専売と船株・釜株制・餌料網の制限といったツンフト強制とが結びついてカツオ漁業の保護と収奪の体系が構成されているのを知る。飴肥藩以外では藩専売制はない。延岡藩門川村でみると

「藩政時代ニ於テハ歩一役所ノ設ケアリテ鯉漁業ニ対シテハ漁獲高十分ノ一ヲ徴収セラルル定メアリシモ廢藩ト共ニ廢止セラレタリ」「鯉漁業ニ関シテハ其ノ餌料ニ（ナゴ餌）ノ使用時期ト夜焚釣業湾内漁業ニ関シテハ同業者申合セヲ設ケタル……」

専売制にかわって漁業貢租賦課が同業者によるツンフト強制と結合して、封建的地域独占を作りあげている。これら封建的諸拘束は明治維新とともに撤廃されていく。油津町では、「旧藩当時ハ町ニ地頭ヲ置キ其下ニ町役ノ浜差、下払等ノ役人アリ東西ニ番所ヲ建テ町政ヲ行ハシメタリ鯉ハ藩ノ特有物産ニシテ藩宮トナシ納屋ヲ建テ長屋ヲ設ケ町役、浜差等ノ諸役人出張シテ漁業ヲ取締リ漁獲物・納屋役人立会上ニ評価シテ売却セリ鯉節ハ別ニ節方役人ヲ置キ製造万般ノ事ヲ掌ラシメ阪神地方ニ輸出セリ……右ノ制度ハ明治維新ト共ニ廢シ爾後明治十年迄ハ飴肥商社ニ於テ鯉漁業並ニ節製造ヲ行ハヒタリシカ同商社解散ト共ニ漁業ハ自由漁業トナレリ」

漁撈と製造の分離は一部の地域であらわれている。青島村では「漁獲ヲ船主ニ於テ節ニ製造」しているのに油津町および次に述べる細田村大堂津では「漁獲物ハ藩ヨリ買取ラレ全部指定ノ製造家（釜株）ヲシテ節ニ製造セシメ」ている。同じく飴肥藩内にあり、藩専売制をしかれながら、社会的分業に表現される発展段階格差を内包していたのである。カツオ船乗組漁夫は譜代漁夫であって、「鯉漁船所有者を船頭元と称し、往時より従業者は子孫伝統的乗子となる習慣ありて……」。²⁾ 同じ譜代漁夫とはいっても、青島村大字折生迫では幼児にまで岡役代がついていた。

「従来鯉漁業ノ尤モ盛ナル処ノ本地ニ於テハ旧来親方ヨリ水夫ノ子弟ニ幼時ヨリ多少ノ分配ヲナシ漁事ニ習練セシメ其壮丁トナルヤ必ズソノ親方ノ船ニ乗込ミ決シテ他ノ船ニ移ラザルノ習慣アリシ……」³⁾

明治以降船主・船頭・漁夫間の封建的主従関係は次第に稀薄化していくが、なお、ギルド的技能体系と単純協業を基礎に地縁・血縁的結合は残存していく。

II. 明治期：漁場「沖合化」とマグロ漁業の勃興

1. カツオ漁場の「沖合化」

明治維新时期における封建的諸拘束の撤廃によってカツオ漁業は各地で勃興し、古くからカツオ漁業の盛んだった油津町および近郷漁村には明治10年頃カツオ船が150隻もあり、2万余円の漁獲高をあげるほどに成長していた。ところが、20年頃には一転して1艘わずか20円の収入もないほどの危機的状況に陥ってしまう。その原因は、(1) 農民層を中心にした漁業への大量進出が資源の枯渇を招いた。(2) カツオ漁業に妨害となる漁業；夜焚漁業およびフカ延縄漁業の出現。(3) 西南戦争によるインフレを収束するためにとられたデフレ策が漁村「恐慌」をもたらし、カツオ需要の閉塞、魚価暴落、漁業用資材の入手難となり、経営窮迫を招いた。

そうした諸要因が150艘のカツオ船を20年には71艘までに半減させたのである。同時に漁業経営の窮乏は、経営体数の減少だけでなく、前期的商業資本侵蝕の絶好的となった。

当時のカツオ漁業は離岸数里以内の沿岸漁場で日帰り操業を基本としていたが、一方における濫獲——魚群の沿岸来遊の減少、他方における明治20年代の経済復興、カツオ節需要の増大は漁場の沖合化を促がすことになった。漁場沖合化のために船の大型化、堅牢性が追求され、また乗組漁夫数も10名前後から20名前後へと増大していく。この漁船大型化による沖合漁場への進出は、カツオ漁業の裏作としてマグロ延縄漁業が成立する条件整備でもあった。宮崎県では、漁場沖合化とはいっても、その立地条件から、北は長崎県、南は鹿児島・沖縄県・台湾という県外出漁となる。県外出漁の状況を見ると、南那珂郡細田村大堂津の宮田利平が明治24年に25名の漁夫を乗り込ませ長崎県五島に出漁したのが県外出漁の嚆矢とされている(これには異説が多い)。県外出漁の状況を県外出漁が盛んだった南那珂郡南郷村の例をもってみれば、「地区外出稼スルモノ 經漁業ヲ主トシ長崎・鹿児島・沖縄ノ三県ナリ」。各県別では、(1) 長崎県；宮崎県船が根拠地としているのは、長崎県南松浦郡であって、明治21・22年頃東臼杵郡・宮崎郡地方の漁業者が五島地方に出漁するのにならって、南郷村でも24年以来2・3艘出漁し、39年に至って9艘に増加した。(2) 鹿児島県；鹿児島県での根拠地は大島郡菅鈍村、宇検村、阿室村、西古見村、古仁屋村、西阿室村、平田村、喜界島等で、明治29年に同村阪本平輔がカツオ漁業を探索して以来、次第に隻数増加し、40年頃には13隻に達した。ここでは「漁期終了スレハ漁具漁船ヲ島民ニ売却シ乗組員ノ一部ハ教師トナリ運用並ニ漁法ヲ教ヘ翌年更ニ新造船ヲ以テ出漁シ連年反覆セシ……」としている。この点を奄美大島よりみれば、カツオ漁業の創始は明治33年鹿児島県肝属郡佐多村の前田孫吉によるとしたうえで、「元来本郡ニハ造船用ノ木材ナキノミナラズ造船者モ之レナキヲ以テ漁船ハ専ラ宮崎県ニテ建造セリ而シテ同県ヨリ年々ニ拾艘乃至三拾艘ノ入漁者アリ彼等ハ本郡漁業者ノ増加ヲ見込ミ漁船売却ノ目的ニテ渡島シ漁期末ニ到レハ船体並ニ製造器具一切ヲ売渡シテ帰県スルヲ常例トセリ」⁴⁾(3) 沖縄県；前記阪本平輔が38年に、出漁したのが最初で、慶良間諸島、八重山郡と那国島を根拠地とするものが、42年には7隻に達した。明治40年頃には漁場は沖縄から更に南下し台湾にまで拡大している。このように県外出漁が普及をみるにいたった明治末期には宮崎県出漁組合が組織されている⁵⁾。

出漁組合は「当分の間經漁業者ニ限」って組織され、事務所を県水産組合事務所内に置き、

南那珂・宮崎・東臼杵の3支部と大島・沖縄出張所、五島出張所が設けられている。その業務内容は県外出漁に伴う問題の所在、出漁組合結成の背景を浮きぼりしている。

- 1) 「組合員ノ保護取締及遭難救済ノコト」
- 2) 「組合員ノ風紀ヲ矯正シ出漁地ニ於ケル彼我ノ和親ヲ図ルコト」
- 3) 「漁獲物ノ共同製造並ニ販売ヲ為スコト」
- 4) 「組合員ニ対シ日用品及餌料ノ供給ヲ図ルコト」
- 5) 「漁船漁具ノ改良及保管ヲ為スコト」
- 6) 「雇主ノ取締ニ関スルコト」

ここで県外出漁の性格規定をしておく。宮崎県におけるカツオ漁業の沖合化は県外出漁を意味し、根拠地漁業形態をとってきたことはしばしばふれたところである。根拠地漁業というのは、出漁先で餌料採捕、カツオ釣り、カツオ節製造を一貫して行なう形態である。出漁先でのカツオ節製造のために、地元から婦人約10名を派遣していた。一般に漁場の沖合化は航海日数の延長となり、釣獲したカツオの腐敗防止を重要課題とさせる。鹿児島県所属のカツオ船の一部は根拠地を設定したが、大半は沖茹で(船中での加工)、委託加工(出漁先の加工場にカツオ節製造を委託)方式を採用したのと対称的に宮崎県では根拠地漁業方式をとったのである。なぜ宮崎県が根拠地漁業方式をとったのか、その理由は資本が小規模なためである。根拠地漁業であれば、日帰り操業形態をとり、漁船規模は比較的小さくてすむ。宮崎県における漁場「沖合化」は、従来の操業方式が魚群の沿岸来遊の減少に伴って危機に陥るや、根拠地を他県に移しただけのもので、本来の沖合化、カツオ漁業の発展と程遠いものであった。さらにその小規模経営すら前期的資本の従属下にあつて、大島郡の例にみられるように「漁期末ニ到レハ船体並ニ製造器具一切ヲ売渡シテ帰県」という後進地域からの収奪・寄生性を持っていたのである。そのもたらす結果は明らかで、「……大島に於ては昨年末までに百二艘の鯉船を購入したり其漁場は瀬戸内の西海面が重なる漁場なれば漁場の狭隘を来すより愈以て他県人に対する漁業場の悪念を生じ開発の母たる本県人も遂には拒絶の悲境に陥るなきかは余程考へものなり」⁶⁾ 即ち、一漁期毎に生産手段一式を不等価交換して利潤をあげているようでも、終局的には漁場の過密利用をもたらし、自縄自縛の結果を生んでいくのである。後進地域からの略奪とその寄生性はカツオ漁業を発展させず、漁船動力化の過程で一挙に追いつとされていく。先述した南郷村の例では、40年頃には20数艘に達していた出漁船は他県船の動力化によってわずか数艘に激減してしまう。

この県外出漁は県全体からみれば、南郷村を先頭とする先進地の上層経営が前期的資本の手を借りて展開したもので、その後背には旧来からの沿岸カツオ漁業の広汎な存在があった。しかし、そこでも平穩無事というわけにはいかず、カツオの来遊減少、他有望漁業種類の出現等によって再編されていった。カツオ漁業の中心地の一つと目されていた油津町では、前期的資本の関心がマグロ漁業に移行したためにカツオ漁業の沖合化に遅れをとり、また、東臼杵郡内でも旧来のカツオ漁業地がブリ大敷網やマグロ延縄に転換し、一部漁村のみがカツオ漁業に従事するように変化していった。

2. カツオ漁業技術

カツオ漁場の「沖合化」に伴い、漁業技術も変貌する。「沖合化」以前のカツオ漁期は、

「鯉ノ来遊スルハ 本県沿岸ニ於テハ多ク三月上旬ニ始マリ稀ニ 二月ニ来ルコトアリ其盛 漁期ハ通常四、五、六ノ三ヶ月ニシテ概ネ九月ヲ以テ終漁期トスルモ時ニ十一月頃迄漁業スルコトアリ」

漁撈方法を油津町でみれば

「往時は9尋中の帆船（和船）に櫓6丁乗組員15～20人の勢で、漁場は折生迫沖合から鹿児島県内の内の浦まで日帰り、または2・3日間泊り沖であった。漁獲は普通700kg～1,200kg（200貫～300貫）で大漁の時は4,000kg（1,000貫）もあった。漁期は3月より9月末まで操業し餌はヒラゴイワシの小さいもの、イワシがないときはサバ仔を使用した。活魚船はなく餌樽（5尺樽と云って直径5尺高さ6尺）1個を積込み餌を活して出漁した。その後明治37年頃より船内に活魚船を設けるようになった。」⁹⁾

また、東臼杵郡伊形村では、

「其出漁に際し往時は湾内にて曳網餌魚を籠に生したるも明治時代に至りては多くの場合ピロー及シマゲの漁場にて暁を待って二艘張八田網にて小鯷又はムロ子を生獲して釣船には餌樽と称する中ふくれの経四五尺の大桶を据えて之を生かし柄長にて海水を入替へたるものなり。」

「明治二十三年より船底に多数の穴を明けて生間を作り餌樽を廃したる事は当時漁船の大なる進歩と目されたるものなり船の太さは八尋三尺を普通となし之れに櫓七丁を立て二十人乃至二十五人乗……」⁹⁾

ここでは明治期に入って餌料採捕が湾内から湾外へ、曳網から敷網類に変化し、活餌の保管も籠から餌樽、餌樽から活間へと転換する。餌樽から活間に切りかわるのが明治23年からであるとするのは早すぎるきらいはあるが、鹿児島県では餌料としてキビナゴが明治末期まで使用され、その活間での蓄養が困難なため餌樽が使われたが、宮崎県ではキビナゴは局地的に使用されていたにすぎなかったため、活間による蓄養も早くから着手されたのであろう。餌料は動力船による漁場沖合化によって蓄養期間の長いカタクチイワシに転換していく。

漁場「沖合化」に伴う漁業技術の変化の中で重要なのは餌料網および餌場確保である。

餌料網々地は漁網一般にいえが、麻糸から綿糸に転換していくのは紡績工業の隆盛をみる明治30年代のことである。餌料網として四艘張網が広く使用されていたが、次第により簡便で「沖合化」に適合的な棒受網も普及してくる。油津町の例

「四艘張網モ古クヨリ行ハレ重ニ 鯉ノ餌採ニ使用ス棒受網ハ 明治八九年頃ヨリ開始セリ此ノ網ハ大分県ニテ考案セルモノ、如ク伝フルモノアレトモ 実ハ本県東臼杵島ノ 浦清田清右衛門ノ考案セルヲ大分県蒲江人卒先シテ 使用シ以テ本県ニ多用セララルムニ至レリト云フコノ網ノ始メテ本町ニテ使用スルヤ漁業妨害アリトシテ四艘張網大ニ反対セリ……」

同じく大堂津の例

「従来四艘張網ヲ以テ 漁獲セシカ明治十五・六年頃大分県ヨリ棒受網ヲ以テ 入漁シ利益多ク簡単軽便ニシテ少資本ニテ 漁業シ得ルヲ以テ本組合員之ニ倣ヒ多数ノ 起業者ヲ生シ四艘張網ヲ凌駕スルニ至レリ」

従来四艘張網を主流とする餌料網は、漁網の麻糸から綿糸への転換に支えられ、漁場沖合化に適合的で、かつ小資本で営なめ、簡単軽便な棒受網にかわられていく。さらに、漁船の大型

化、それに引き続く動力化の過程は餌料需要の増大を呼びおこし棒受網にかわるものとしてより大規模な小台網を登場させる。小台網の出現は餌料部門とカツオ釣り漁撈部門との分離過程であった。

小台網が始めて用いられたのは、明治38年のことで、県水産試験場が北陸地方から導入したものである。試験成績は極めて良好だったため数年を経ずして県下に70~100ヶ所に敷設されるほどの盛況ぶりをみせた。この小台網も、棒受網が四艘張網業者の猛反対に出会ったと同様、棒受網業者との激しい相剋の中から生れてきた。

さて、漁船の大型化は、多量の餌料を必要とするため餌料採捕のために他村への入漁を必然化し、そこでの紛争を頻発化させるようになる。

3. カツオ漁業経営

無動力船時代におけるカツオ漁業経営の具体的内容を知りうる資料は、明治37年に調査したものが1事例あるにすぎない。当時のカツオ漁業は、漁期は通常4~10月の7ヶ月間であるが、東臼杵郡は盛漁期のみカツオ漁業を行ない、専従者は極めて少ないのに対し、南那珂郡は県外出漁が多いので、漁期も長く、専業者も多いという差がある。冬場の兼業種類は餌料網である棒受網によってイワシ・サバ漁業を行ない、マグロ延縄との兼営はまだこの段階では普及していない。漁場は県下沖合が普通であるが、県内操業であれば乗組員は12人、県外出漁では23人が平均的である。調査事例には注釈が付されており、(1)前貸しは県内操業の場合1人あたり10円であるが、県外出漁では2倍を要する。(2)県外出漁の場合は奄美大島では1,000円以上、五島方面では750円の運転資金がこの他に必要。(3)賃金形態は2通りありとし、この事例のように、漁獲高を19.5代で割り、平漁夫1代づつの他に、船代・網代として4.5代、船頭2.5代、餌網船頭2代、酒肴料1代に分配される方式(歩合給)と、漁獲高から酒肴料、雑費、税金を差引き、残額を船主4、漁夫6の割合で分配する方式があるとしている。後者は大仲経費を控除して折半するものであるが、大仲経費の中に税金までを含めているところなどは厳密性を欠く。

カツオ漁業経営の一事例 (県内操業・単位 円)

創業費	470	
内 訳	220	漁船新造費
	80	漁具新調費
	50	餌取網新調費
	120	漁夫12人への前貸し
収入	1,000	カツオ 2,500貫
経営費	835.36	
内 訳	615.38	漁夫12人への配当
	76.92	船頭増加配当(1.5人分)
	51.28	餌網船頭増加配当(1人分)
	51.28	酒肴料(1人分)
	10.50	公費負担
	30.00	漁船・漁具修繕費
利益	164.64	

さて、表Ⅱ-1は明治37年に全国のカツオ漁業経営の調査をした時のもので、それによれば、(1)カツオ漁船隻数は全国2,703隻、宮崎県は全国の8.5%を占めるのに、創業費は1%を占めるにすぎない。カツオ船1艘あたりの創業費は全国平均が1,062円であるのに宮崎県では125円にしかすぎず、経営規模の極零細性が明らかである。先述の調査事例の創業費は470円であって県下最上層に位置するが、それでも全国の半額以下である。

表Ⅱ-1 カツオ漁業経営の資本構成

	営業個数	創業費 (円)	内 訳				1営業個数あたり創業費
			自己資金	個人貸金	問屋	銀行	
全 国	2,703	2,870,849 (100)	1,488,751 (52)	1,037,553 (36)	223,598 (8)	84,947 (3)	1,062
宮 崎 県	230	28,759 (100)	2,336 (8)	26,423 (92)			125
東臼杵郡	81	1,439 (100)	280 (19)	1,159 (81)			18
宮 崎 郡	37	6,758 (100)		6,758 (100)			183
南那珂郡	112	20,563 (100)	2,056 (10)	18,507 (90)			184

(注) 全国は「水産銀行に関する調査書」より 宮崎県については県立図書館所蔵文書

(2) 県内のカツオ船の約半数が南那珂郡に集中しているが、創業費からして宮崎郡、南那珂郡と東臼杵郡との間に段階差がある。東臼杵郡では盛漁期のみ沿岸で漁撈するにすぎないのに対し、宮崎郡、南那珂郡では県外に出漁する差があらわれている。ただ、南那珂郡のカツオ漁船といえども全国的には最下層経営に属する。

(3) 創業費のうち自己資本の占める比重は全国では52%であり借入れ先も問屋・銀行が少額ではあるが存在しているのに、宮崎県では自己資金が10%未満で借入先も個人貸金(高利貸)に全面的に依存している。前期的資本のカツオ漁業経営への侵透は創業費だけでなく、経営費を含めれば一層甚しく、経営の自立性は喪失しているとみなさざるを得ない。金利は全国平均が年約2割であるのに対し、宮崎県は2割4分と高く全国最高水準にある。

前期的資本によるカツオ漁業経営の支配、隷属を生んだ背景の検討に移る。表Ⅱ-2は各府県から一事例づつを集計したものであるため、厳密さはもとより期待できないが、大ざっぱな観察は可能であろう。

創業費、総資本額(A+B)、収入(漁獲高)、利益ともに宮崎県は全国平均より著しく劣っていること、資本の有機的構成でも宮崎県は低く、技術的構成が零細・脆弱であることを示す。利益率も10%台と低く、1ヶ月の船主利益は全国平均で88円なのに、宮崎県27.5円と極めて低く、当時の舟大工の1ヶ月の賃金にしかならない。漁夫の場合は一層ミゼラブルである。

全国的にみて、カツオ漁業における有機的構成・利益率・利益水準の低さが、他産業のそれを上まわる高利子の原因となっているが、宮崎県のそれはさらに劣悪で個人高利貸資本の跋扈と全国最高水準の利子率を生む土壌となっている。

表II-2 カツオ漁業の経営内容 (単位・円)

	全国平均	宮崎
創業費 (A)	1,402	470
収入	2,438	1,000
経営費 (B)	1,905	835
利益 (C)	533	165
有機的構成 B/A	1.36	1.78
利益率 C/A+B (%)	16.1	12.6
1ヶ月の利益 (1漁期6ヶ月として)	88.3	27.5

(注) 資本の有機的構成を示すのに経営費を可変資本とみなしたのは経営費に占める可変資本の割合が極めて高いためである。

(注) 利益率とし、利潤率としないのは可変資本が前払資本を構成しているとは限らないためである。

4. カツオ節生産とその経営

明治24年の調査によれば、宮崎県における水産製品の生産額は11.7万円であるが、そのうちカツオ節は約4.5万貫、5.1万円で全体の44%を占める重要産業であった。当時のカツオ漁業は漁製未分離を一般としていた。

「製造業ニ在リテハ 鯨節ヲ以テ 資本ヲ要スル最モ多キ者トス……然レトモ 鯨漁船主ノ其製造ニ従事スル者ハ別ニ鯨節ノ原料ヲ買入ルハコトナケレハ漸次之ヲ売却シテ 釣子ニハ其原料ノ時価ヲ以テ約定ノ率ニ随ヒ之ヲ配分ス故ニ賃金ノ外別ニ要スル所ナシ又 船主ニ於テ之ヲ製造シ時機ヲ見テ之ヲ売却セントスレハ其釣子ニ原料ノ代価 (即チ船主ト釣子トノ間ニ於テ率ニ随ヒ分取スルモノ) ヲ払ヒ渡サザルヲ得ス此場合ニ於テハ資本ヲ要スルコト勿論ナリ」⁹⁾

カツオ節の流通については、

「旧時ハ鯨節其他ノ塩乾製品ヲ輸送スルニモ只タ和船便ニ依ルニ過キザリシニヨリ 販売上正確ノ目的ヲ定ムル能ハス 需要供給ノ間常ニ気脈ヲ通セス故ニ時トシテハ不慮ノ利益ヲ得ルコトアルモ又不慮ノ損失ヲ被ルコトアルヲ免レス是ヲ以テ製産者モ危険ノ販路ニ出ルヲ厭ヒ縦令廉価ナルモ之ヲ近地ニ販売シテ損失ヲ免レントスルノ情況アリシハ固ヨリ止ヲ得サリシナリ故ニ年偶々豊漁ニ遇ヘハ価格低落シ到底其労力ニ価スルコト能ハサリシハ比々然リ然ルニ汽船ノ便開ケシヨリ運輸ノ時日モ予メ之ヲ知り其来着ヲ待チ輸送スルヲ以テ低価ニ擲売スルノ不幸ヲ見サルニ至レリ且輸出ノ平均スルヲ以テ価格モ又自ラ一定シ収利ノ多少ヲ予知シ安シテ其業ニ従フニ至レリ」¹⁰⁾ 交通の未発達な段階では、地元向販売が相当あり、節価格は狭隘な需要に規定せられて、漁獲高に反比例しつつ大きく変動した。また、節価格の変動はカツオ漁業経営を不安定なものにしていた。交通の発達によって、カツオ節は全国の商品となり、需要が拡大し、価格も安定し、従ってまたカツオ漁業経営をも安定・発達させることになった。カツオ節が全国の商品となったことは逆にいえば、カツオ漁業、カツオ節製造が資本主義的経済体制の一環として組み込まれていくことを意味していた。

カツオ節生産量は、漁場の「沖合化」、県外出漁に応じて増大しているが、増加分は出漁先で製造・販売されるので、県内製造量は停滞気味に推移していく。

一方、価格の方は37年に高騰し、以降10貫あたり40円前後の水準を維持している。37年の高騰は日露戦争勃発による軍事食料としての需要の高まりに反応したもののだが、加えて官民一体となった品質改良の努力の成果でもあった。

水産試験場は設立初年度の36年からカツオ節の改良のために製造伝習を行なっているが、「伝習開始前ニ於ケル本県鯨節ノ品位ハ極メテ低ク販売市場及博覧会品評会等ニ於テ常ニ形状整ハズ脂肪多ク煮熟不足削リ不整乾燥不良火膨多ク黴付不備等鯨節資格要点全部ニ渡リ非難セラレ市価上ラズ拾貫漸ク参拾余円ニ過ギザリシ……」¹¹⁾ 状態であった。

カツオ節製造法は高知県から実業教師を招聘し、土佐節に倣った。その成果は序々にあらわれ38年には製造伝習によって得たカツオ節を大阪で品評販売したところ、「高知節以上ノ評価ヲ得」¹²⁾ たのに刺激され、「当業者モ又従来ニ於ケル各自ノ製造法ガ適当ナラザリシヲ自覚シ」改良に努めたので「南那珂郡ヨリ産出スル大部分ハ改良セラレ今ヤ高知節ニ匹敵スルモノ少ナカラザルニ至ル……」¹³⁾ までになっていく。ここで南那珂郡において先駆的に節改良がすすんだのは、同地方がカツオ漁業の盛地で、カツオ節加工場も多く、その製造規模も大きかったがためであろう。製造規模が小さければ、改良も遅れる。カツオ節加工経営の内容を知る手がかりは、カツオ漁業の場合と同じく、明治37年の調査にかかるものがある。

当時のカツオ節製造は地域間、経営間格差が著しく、盛漁期または大漁時にのみ製造する場合や（地域的には宮崎郡、東臼杵郡）、副次的に枯節を造る場合から、専ら枯節製造を行なう場合（地域的には南那珂郡）など一率に論じがたいものがあったが、ここに示す事例は業務期間が4～7月の4ヶ月であることや、製造量・創業費等から推して、中の上位にあったろうと思われる。

創業費あるいは総資本額はいずれもカツオ船経営よりかなり高い。だがその内容をみれば、

カツオ節製造経営の一事例（単位・円）

創業費	622.70	
内 訳	84	製造場建設(12坪)
	38.70	製造器具購入費
	500	現金
収 入	1,048.70	
内 訳	1,000	カツオ節 400貫
	42	荒粕 140貫
	2.50	塩 辛
	4.20	臓 腑
経 営 費	935.08	
内 訳	833	原料購入 1,666貫
	18.08	薪 1,166貫
	64.05	労賃 延 183人
	14	箱 40個
	2.46	公費負担
	2.50	器具修繕費
	1	雑 費
利 益	113.62	

創業費の8割が流通資本（運転資金）であり、経営費の9割が原料購入費であって、固定資本部分は極めて小さい。創業費、総資本額が高いといっても船主が加工場主であれば問題とするに足りないであろう。資本の有機的構成はそれ故高くなるが、それは技術水準の高さを反映していない。製造法は裸の手労働に近い。

表Ⅱ-3は宮崎県におけるカツオ節加工場の資本構成をみたものである。

表Ⅱ-3 県下のカツオ節製造業（単位・円，明治37年）

	営業戸数	創業費	内自己資本	内個人貸金	1経営体当り創業費
県全体	68	40,150(100)	14,312(36)	25,838(64)	590
東臼杵郡	11	4,320(100)	1,300(30)	3,020(70)	392
宮崎郡	12	3,300(100)		3,300(100)	275
南那珂郡	45	32,350(100)	13,012(40)	19,518(60)	719

明治37年当時県下に68のカツオ節加工場があるが、それはカツオ船230隻の3割であって、船主＝加工場経営者という構造が大きく崩れてきていることを示している。県下カツオ節工場の2/3は南那珂郡に集中し、そこでの経営規模は1経営体あたりの創業費によってみれば、東臼杵郡・宮崎郡に比して著しく大きく、専門化の程度を物語っている。さらに創業費の構成をみると、借入金は零細な個人貸金に多くを依存し、高金利であること、問屋・銀行からの借入れのないことはカツオ漁業経営と同様であるが、ただ、自己資本比率が30～40%とカツオ船経営に比べて高い点が異なる。この自己資本比率の一定の水準は、カツオ節製造は往々にしてカツオ船々主や高利貸資本たる鮮魚仲買人が兼営しており、しかもその経営には固定資本をほとんど要しないのであってみれば、資本蓄積の結果でないことは見やすい事実である。

宮崎県のカツオ節製造場の規模は地域別、個別経営体間で大きな格差のあることは前に述べた通りであるが、概して全国的には小規模・零細と位置づけられていた。

「県下重要ノ水産製造物中鯨節ノ産額ハ凡ソ五万貫其ノ価額ニ拾有余万円ニ達ス然ルニ従来京阪市場ニ於テ我日尚節ノ名声ノ挙ラサルハ各製造家ハ熟レモ小規模ニシテ其ノ製品一定セサルモノヲ輸出販売シ偶々佳良ノ節ヲ製造スルモ少額ナルカ為メ土佐節ニ混合シ販売セラルムカ故ニ之カ救済ノ策トシテ施スヘキ急務ハ共同製造場ヲ設置セシムルニアリ」¹⁴⁾ 引用文にあらわれる共同製造所（零細経営の糾合によって創立される）は、明治末から大正初期にかけてあらわれてくる。この共同製造所の出現は、漁船の沖合化・漁船動力化による漁獲の増加分が県外水揚げされてしまうので、固定的な県内水揚げ高の獲得競争の結果物であった。

カツオ節共同製造所として知られているのは、明治40年油津町に建設されたカツオ節生産販売組合、同41年頃の都農水産物生産販売組合共同製造所、大正6年南郷村にあらわれた共益水産共同製造組合である。

油津町カツオ節生産販売組合の経営内容（明治40年および42年）をみておく。

業務期間は6～7ヶ月で、原魚購入はカツオ船20隻と特約し、その漁獲物の半分ないし全部を購入する計画であった。製法は土佐法にのっとり、地方販売用は特に夏期食料としての半製品が中心、県外出荷は阪神地方を主要市場としている。

製造規模は前述の個人経営の場合に比し格段に大きいことは創業費・収入・経営費あるいは

業務期間	明治40年5月30日～11月19日		明治42年4月5日～10月17日	
創業費	1,005.88			
内 訳	582.78	不動産取得		
	368.10	動産取得		
	55	製造所敷地料		
収入	4,859.69		9,276.92	
内 訳	1,990.65	地方販売	製造尾数 15,000尾	
	2,869.04	県外輸出	生鯉まま売却 5,981尾	
経営費	4,646.92		10,165.08	
内 訳	4,047.11	原料購入費(8,903尾)	9,834.12	原料購入費
	57.43	燃料	330.96	その他
	386.69	賃金(従業員17人)		
	155.69	雑費		
利益	212.77		-886.16	

従業員数・製造期間の長さ等からも明らかである。共同製造・販売の意義は、資本の合理的な活用と漁製分離の促進にある。

経営内容で注目されるのは、創業費の内訳であって、動産取得と表現されている製造器具設備の占めるウェイトの高まりであろう。製造器具・施設の充実とはいっても、しかしその内容は節加工技術の画期的変革をもたらすほどではない。

共同製造所は、製造行程の変革をもたらさないまでも、資本の集中、器具設置の充実によって品質改善を大きく前進させていくことも事実である。

「旧来ノ製造方法ト比スレバ全般ニ亙リ改良進歩セシハ勿論ナルガ中ニモ節ノ生命トスル乾燥方法ニ至リテハ湿乾室ノ如キ燃料ヲ省キ而シテ短時日ノ内ニ充分ノ乾燥ヲ見ルガ如キハ実ニ驚クノ外ナシ。」降って昭和13年県下カツオ節製造業者は東臼杵郡土々呂7、島野浦10、門川村26、南那珂郡油津6、大堂津4、南郷6計59であった¹⁵⁾。これを明治37年に比較すると全体で9経営の減少にすぎないが、南那珂部は45から16へと1/3に激減している。この減少は共同製造所の設立による既存業者の糾合のために生じたものである。宮崎郡にあった12の加工場はカツオ漁業の衰退・消滅によって全滅し、東臼杵郡だけが弱小経営体を簇生させている。

経営間競争は、南那珂郡で鋭くあらわれ、東臼杵郡では小型カツオ船との結合によって強固な地盤を確保するが、地域間、経営間格差はいよいよ拡大するばかりである。

大正9年の新聞によれば、「経節製造所は……県北沿岸地方は其設備が何れも小規模であって油井竹井製造所の如き一戸で五六千尾の製造能力があるに比し県北地方は何れも一戸四五百尾位の製造能力しか有せないのである。随て末だ冷蔵庫の普及されていない今日一時に大漁のあった場合は其処置に困り勢ひ安価に投げ売りを演ずることになる」¹⁶⁾

県北部のカツオ漁業・カツオ節製造の状況は、明治24年の調査からみたものと何ほどの進歩を示していない。その加工場経営は、各地域ともに前期的資本がカツオ漁業から後退し、製造業ないしマグロを含めた仲買業に專業化していくために、自立化が達成されていく。

5. マグロ延縄漁業の勃興

宮崎県におけるマグロ漁業の創始は明治36年のことで当時の状況は、

「本県沿岸ハ地勢上鮪ノ来遊少キニアラザリシモ従来主トシテ一本釣ノミニ依頼シ他ノ漁法ニテハ僅カニ罾延縄、鮪大敷網ニ依テ副獲セラルハニ過ギズ従テ斯ル重要魚族モ其漁獲高ハ最近五ヶ年間ノ統計平均五千余円ニシテ県下水産物総漁獲高ノ僅ニ千分ノ九ニ過ギズ」¹⁷⁾

マグロ延縄および引縄による漁獲は明治36年4月に宮崎郡青島村折生迫に設置された県水産試験場が、先進地千葉県布良より漁具をとりよせ、試験操業したことに始まる。漁具は幹縄180尋で15尋ごとに枝縄が付されていたのを10~20鉢使用したという。

「房総地方ニテハ其漁場通常三四十里遠キハ七八十里ノ沖ニ及フ然ルニ本県沿海ニアリテハ僅ニ二十里内外ニ於テ鮪漁業ニ従事ス」¹⁸⁾

漁場が沿海であったためか、当初はキハダが最も多く、最いでメバチ、ビンナガを主要魚種とした。

漁撈試験「当初本場所在地当業者ノ如キモ県下沿海ニハ鮪ノ来遊極メテ稀少ニシテ……鮪延縄漁業ノ如キハ到底本県沿海ニハ望ミナクシテ却テ鯉漁其他ノ妨害ナリト之ヲ批難稱導シテ漁夫ヲ煽動シ本事業ヲ中止セシメントシ或ハ漁具枝糸せきやまノ非ヲ唱へ釣具ノ形状ヲ嘲弄罵詈訾シ置タトシテ其不結果ニアルベキヲ唱ヘシニ拘ラス一漁期間試験ノ結果何レモ其以外ニ驚クト共ニ忽チ本場付近ヨリ逐次伝播」¹⁹⁾ していった。

マグロ延縄漁業の普及は目ざましく、明治36年度にはすでに35艘が着業し、翌37年度には59艘、38年度には99艘へと飛躍的な伸びをみせている。(表II-4)。

表II-4 マグロ延縄漁船隻数

	36年度	37年度	38年度
県計	35	59	99
宮崎郡	25	42	48
(折生迫)	24	40	45
南那珂郡	4	5	24
東臼杵郡	6	12	27
児湯郡			1

(注) 『明治三十八年度宮崎県水産試験場業務報告』p.11より作成

該漁業の盛んなのは宮崎郡、なかでも試験場の所在地・折生迫であったが、南那珂郡では油津町、大堂津、南郷村が、東臼杵郡では細島町、土々呂、門川村がそれぞれ勃興してきた。マグロ延縄漁業は漁場沖化によって漁船の大型化を進めていたカツオ漁業の裏作として普及したため、マグロ漁業地はカツオ漁業地と重層している。

漁期および漁場は、

「……県下鮪魚洄遊ノ状態ヲ考フルニ毎年十一月初旬ヨリ洄遊シ十二月ヨリ翌年三月マテヲ盛漁期トシ四月初旬ニ至ルヤ南部及中部トモ終漁ス然ルニ県北部沿海及大分県南部地方ハ五月初旬ヨリ七月下旬マテ鮪延縄漁業ニテ営業スルヲ得」²⁰⁾

明治40年代に入る頃にはマグロ延縄漁業はすでに県下重要漁業の仲間入りを果たしたが、大分・鹿児島・愛知等他県からの入漁者も増加しつつあった。明治44年には種ヶ島沖合の新漁

場が発見されて漁獲高は急増していった。その中心を担ったのが漁船大型化を先駆的に推し進めた南那珂郡であって、折生迫の相対的地位は急速に低下していく。漁獲物の販路は京阪神・東京地方を主としていた。

6. 前期的資本の支配と後退

明治初年、封建的束縛を廃され自由漁業となったカツオ漁業は、その後激しい漁獲競争場裡に入っていくが、明治10年代末の漁村「恐慌」によって皆滅の打撃を蒙ることになった。その再興はまた前期的商人資本のカツオ漁業への進出の過程でもあった。前に検討したように、カツオ漁業経営における自己資本比率の著しい低位はその結果である。

前期的商業・高利貸資本によるカツオ漁業の支配・隷属については明治37年の水産経済調査に詳しい。

「本県下ニ於ケル水産業殊ニ漁業資本供給ノ方法ハ從來多ク漁村ノ仲買業者即チ鮮魚取扱者之ヲ供給シ被供給者タル漁業者ノ漁獲物ハ一切資金供給ノ仲買供給業者ニ販売スルヲ約ス、而シテ仲買業者ハ之ニ依テ資金利子及手数料等ヲ暗々裏ニ回収スルヲ普通トス
如斯情況ニシテ因習ノ久シキ仲買業者ハ漁業者ヲ自己使役者ノ如ク思意シ漁業者又仲買業者ヲ主人或ハ親方ト称シテ重ンスルカ故ニ仮令強制ヲ受クルコトアルモ対抗スル能ハス魚価ノ如キ常ニ仲買業者ノ左右スル所ニシテ甚シキハ価格ヲ定メスシテ取扱ヒ後ニ至リ市価昇ラサルヲ口実トシ不当ノ廉価ヲ支払シコトアリ……仲買業者ハ充分ノ資力ナキ者多キヲ占ムルヲ以テ漁具漁船ノ改良又ハ新規漁業ニハ毫モ投資セントセズ所謂旧慣ヲ墨守シ姑息ニ依ルムヲ常トス是レ斯業発達ノ阻害ヲ為ス主因ナリ」

「出稼漁業トシテ鯉漁業ハ鹿児島県下大島及沖縄県下並ニ長崎県下平戸地方ニ毎年出漁者多キヲ見ルモ亦資金少額ノ為メ収益ノ多クハ該地方ノ問屋其他ニ吸収セラレ又高知県下柏島付近或ハ朝鮮海ニ出漁スル者モ資金ノ供給充実ナラスシテ十分ノ計画ヲ為ス能ハス……出稼漁業ノ如キ準備ニ際シ若シ資金ヲ他ヨリ借入ントスル場合ハ連帯責任ノ保証又ハ相当ノ動産等ヲ以テ担保トシ一漁期間ヲ期間トシテ利率ハ月式歩以上ノ高利ヲ普通トス」

「現在ノ資本供給者及供給方法ハ右ノ如ク鮮魚販売業者資本主トナリ漁船漁具ノ調整又ハ修繕等其必要ニ応シ投資シ担保又ハ利子歩合及貸借期間等ノ定ナシ漁具ノ種類ニヨリ漁獲高ノ四分又ハ五分ヲ其都度控除シ尚ホ加フルニ資本主ハ漁業者1人前ノ配当ヲ受クルヲ普通トシ漁獲物ハ投資者取扱フヲ常トス」

具体的に南郷漁業組合についてみても同様である。

明治36年の「漁業組合創立当時ノ状態ハ船主ナル資本家アリテ真ノ漁業ニ従事スルモノハ殆ンド漁船漁具ヲ所有スルモノナク従テ漁業者ハ資本家ニ従属シ奴隷ノ如ク苦役セラレ且ツ生計ニ苦状ヲ訴ヘツムアリ」

漁民は船主（製造人または仲買人）に船を借り、漁獲物は「船主ト漁民トノ両者協議シテ相場（水揚相場）船主之ヲ引キ取り更ニ平均三割以上ノ利益（陸相場）ヲ得テ一般商人ニ売却スル習慣ニシテ漁民ハ船主ニ利益ヲ壟断セラレ剩ヘ不漁ノ際少額ノ前借金ヲナサハ之ニ利子ヲ重ネ数年後ニハ遂ニ所有家屋宅地其他ノ財産ハ之レヲ担保トナシ或ハ船主ノ名義トナシ漁民ハ殆ト奴隷視セラレタリ」

宮崎県の前期的資本は、規模零細でそれ故高利であるが、仕込制を通じてカツオ漁業に吸着、

搾取を行い、その発展を阻害していたのである。特殊的には奄美出漁にみられるごとく、後進地域の略奪的経営も行われていた。

前期的資本の羈絆からの脱却は、上からの指導——漁業奨励策——によって序々に果されていく。

カツオ漁業経営の自立化に役立ったのは、明治35年の漁業法成立に伴うところの漁業組合の創設・共同販売の開始であった。

「最初当局者は非常なる憤発も以て組合を組織せしめながら……魚揚場を設けざるに於ては組合の認可を為さざるの方針にて各組合は悉く魚揚場を設置する事に協議せしめられたる……」²¹⁾

なぜ県当局が強制的に魚揚げ場設置に執着したかは次の報告に示されている。

「漁業組合ノ基礎ヲ鞏固ニシ之ヲ活動セシメント欲シ本県沿岸ニ於テ漁獲セシモノハ本県指定ノ場所ニ於テ競売ニ付セシムルコトニシ漁獲処理ノ県令ヲ発シ之ト共ニ漁業組合ノ事務規程ヲ訓令シ組合員漁獲物共同販売ヲ強制ス魚揚場ヲ強制ス魚揚場制度是ナリ」²²⁾

魚揚げ場＝共同販売所設置は仕込資本との激しい闘争を伴いながらも実現し、成果をあげていく。

以下いくつかの事例をあげておく。

(1) 東臼杵郡門川村漁業組合 (35年設立, 38年共同販売所設置)

「然ルニ一面漁獲物仲買人ニ於テハ之レガ実行ノ曉ハ自己ニ不利益ヲ招致スルヲ信ジ陰カニ組合員ヲ煽動シ其実行ヲ妨クルノヲ生シ施設上更ラニ支障ヲ醸シタリシニ時恰モ三十八年二月本県令ヲ以テ漁物販売取締規則発布ヲ見ルニ到リ茲ニ断然決議ノ実行ニ着手セリ同年四月販売所造築ノ工ヲ起シ同年六月一日ヨリ事務ノ取扱ヲ開始セリ」

(2) 南那珂郡油津漁業組合 (35年設立)

「漁業者ト製造仲買業者トノ直接ノ漁獲物売買ハ漁業者ニ不利ナル点少カラサルヲ以テ漁業組合ノ設立ト同時ニ共同販売事業ヲ開始」

「組合創立後日尚ほ浅き際として多くの漁民は共同販売の如きは之を不必要と見做して漁獲物を密売し中には脅迫を加へて事務を妨害せんとせしものあり……去三十八年中の如きは七八十名の犯則者を告発するの己むを得ざるに出でたる事あり……三十九年度より組合員の諸税を組合に於て負担するに至りたる等漁民の利益少からざるより漸次組合事業の漁民に利あるを悟るに至れり……」²³⁾

(3) 南那珂郡大堂津漁業組合

明治38年4月に旧魚揚げ場を継承し、漁獲物共同販売事業を開始したが、「当時自由販売及仕込主トノ特売ノ余弊ヲ受ケ共同販売所ハ単ニ歩金ヲ徴収シ役員職員ノ扶養ヲナスノミ」

「漁獲物ノ密売隠匿盛ニ行ハレ停止スル所ヲ知ラス」といった状況であったが、41年になって組合の内部刷新が断行された結果、「魚類販売法モ鯉鯪ノ二種ハ仕込主トノ特売ニ属シ一般仲買人ハ魚揚場ヨリ直接買入ル途」がなかったのが一般漁獲物と同じ競売となった。このため製造業が勃興し魚価も昂ったといわれた。

(4) 南郷漁業組合も同じで、共同販売開始後、前期的資本による利益の壟断はくずれ、「従来ノ船主ノ多クハ製造又ハ仲買業ヲ専業トスルニ至レリ」

「本組合に於て 共同販売開始後は魚価従来に比し三割三分方騰貴し 古来船主基本主義なりし 漁村は漸次漁士基本主義に変わるの徴あり」²⁴⁾

県の指導による漁業組合の創立と共同販売所の設置・共同販売額の上昇は前期的資本のカツオ漁業からの後退・退却をもたらし、漁業経営の自立化、資本蓄積の条件を整え、漁業拡大の基礎となっていた。

カツオ船主の自立化を促したものは、単に共同販売の実施による魚価の高騰に限らない。共同販売による組合活動の活発化はカツオ漁業への資金融資を可能にしたのであり、県の実施した漁業奨励金、水産奨励金貸付も大きく寄与したといわなければならない。

大堂津漁業組合では、

「漁業組合設立当時ノ状態ハ 船主ナル資本家アリテ真ノ漁業ニ 従事スルモノハ殆ド漁船漁具ヲ所有スルモノナク 従テ漁業者ハ 船主ニ従属シ 使用人視セラレ 常ニ生計困難ノ状態ナリシガ 組合設立後ハ 漁民本位トシテ 奨励シ来リシ結果 現今ニ於テハ殆ド 漁船漁具ヲ所有シ 猶進ンデ 個人又ハ共同出資ヲ以テ 発動機漁船ヲ 建造或ハ買入レ……」 となったのである。大堂津にみられる動向は県下一般を代表していた。

さらに、もう一点忘れてならないのは、明治後期のマグロ延縄の兼営がすこぶる順調であったことである。マグロ漁獲高の飛躍的増大は、カツオ・マグロ経営主の前期的資本からの自立化に寄与するところ大であった。一方前期的商人資本は県内水揚げ高の固定したカツオ漁業から後退し勃興・隆盛の途についたマグロ漁業に吸着盤を移行させていく。

Ⅲ. 資本家的経営の形成

1. 漁船の動力化

日本における漁船動力化の嚆矢は明治39年静岡県水産試験場の試験船富士丸とされているが、宮崎県では明治41年の魁丸が最初である²⁵⁾。船主は宮崎郡青島村折生迫の吉永与七で、19トンの西洋型帆船にユニオン式石油発動機(20馬力)がとりつけられたのである。吉永は魁丸をもって、カツオ釣り漁業およびマグロ延縄漁業に従事する計画をたてている。その計画ではカツオ釣り漁業は4～9月を漁期とし、宮崎県沿海および奄美大島、長崎五島、平戸ならびに沖縄県下一円を漁場とし、漁獲物は県下で操業中は地元・折生迫で、県外出漁中は出漁先でカツオ節に製造する。カツオ節製造のため地元からカツオ節製造人として10名(婦人層中心)を連れてゆき、出漁先に根拠地を設け、そこで製造せんとした。

マグロ延縄漁業は11～3月までを漁期とし、カツオ漁場と同じ漁場で操業し、漁獲物は鮮魚のまま寄港地で販売する。カツオ釣りの乗組員数は27人(節製造人10人を除いて)マグロ延縄で10人の予定であった。だが魁丸は結局「機関小ニ失セシト 速力充分ナラス 予定ノ目的ヲ達スルヲ得サリキ」²⁶⁾に終わってしまった。しかしなお、カツオ・マグロ漁業の飛躍的発展の礎となった点は高く評価されねばならない。

初期の動力機関は不完全なものが多い、例えば石油発動機は電気着火器に附着しておこる事故が多く、粗製濫造の弊害もあらわれ始めており、高価な灯油を多量に消費するという欠点があった。この石油発動機にかわるものの一つに蒸気機関の採用がある。この蒸気機関は明治42年の遠洋漁業奨励法の改正によって奨励金が増額されたことに刺激され、カツオ釣り漁船を

中心にかなり採用された。蒸気機関付帆船の宮崎県における最初の建造者は南那珂郡南郷村の西村伝作である。西村は「石油発動機補助機関ノ故障多キニ鑑ミ」45トンの蒸気船を建造した。成績は「漁業上軽便ナルト事業上経常費少ナクシテ当業者ハ大ニ便利ヲ得」²⁷⁾と評価されたが、その後普及しなかった。その原因は、機関の外にボイラーおよび石炭を積むので容積・重量ともに重なり、したがって船体を大きくすれば建造費が重なり、従来の漁船に取りつけば航海範囲は限定される。また、石炭の積み込みには時間を要しそれ故好漁機を逸するという欠点があったからである。

石油発動機にかわるもう1つの機関は吸入ガス機関であった。これは木炭を使用するので灯油に比べ1/5~1/6の燃料代ですむが、発生するガスは一酸化炭素であって猛毒なことで、発生したガスに混入している木炭の微粒子を除去するガス洗滌器が不完全であり、また木炭の供給が不安定であるといった事情のために広く普及せず、宮崎県でも1~2隻建造されただけでその後姿を消した。

こうした発動機関の混乱から抜け出し、広汎な普及をみたものが、焼玉機関である。スウェーデン製のボリンダー式がそれで、燃料に軽油（当時軽油は灯油よりずっと安価であった）を用い、電気着火式に比べて故障も少なかった。宮崎県で焼玉機関（有水式）を最初に採用したのは、大正2年南郷村の漁福丸（15馬力）とされている²⁸⁾。

それで大正期には漁船発動機といえはボリンダー式一色となったが、これも発動機冷却のために清水が必要で、その容量・重量が燃料の2~3倍も必要とあって、自ら航行圏が清水の積載量によって規制されていた。さらに軽油需要が次第に高まり、価格も騰貴したので、その改良がさげられるようになっていく。

それらを解決したのが、第1次大戦であった。戦争は発動機の改良・進歩を促し、戦後重油使用あるいは冷却用の清水を必要としない発動機を生みだしていった。冷却用の清水を要しない石油発動機は無水式とよばれ、大正末期に普及していく。無水式の出現は長期操業・沖合進出を可能にした。

明治43年、県下動力漁船は20隻で東臼杵郡門川村6隻、伊形村4隻、東海村1隻、宮崎郡青島村2隻、南那珂郡細田村2隻、南郷村5隻となっていた。トン数は15トン前後、馬力数は15~25馬力でいずれも石油発動機関であった。

機関製造価格は馬力数に応じて1,500円~2,500円（最も多い20馬力で1,800円）である。船体製作はいずれも県内地元漁港で価格も900円~1,100円であった。漁船動力化初期では発動機関は主に関西から供給されその価格は船体価格の2倍となっている。表Ⅲ-1は県下における動力船（カツオ・マグロ漁船に限らないが初期のものは全てカツオ・マグロ漁船とみなしてよい）の推移をみたものであるが、動力化は2段階、即ち大正期と昭和初期に著しく進展している。しかも大正期の動力化は小中型船中心なのに、昭和期のそれは小型漁船の目ざましい普及と一部の中・大型船の出現を特徴としている。大正期の動力化が序々にしか進展しないのは、宮崎県におけるカツオ・マグロ漁業の零細性・後進性を象徴するものとして注目される。鹿児島県では明治41年に最初の動力船をみてから数年を経ない44年には98隻（内訳・石油発動機船85、蒸気機関13、吸入ガス機関1）のカツオ動力船が出現し、当時のカツオ船164隻の6割を動力化していた²⁹⁾。

表Ⅲ-1 動力漁船隻数の推移

		5トン未満	5～10トン	10～20トン	20～50トン	50トン～	計
大正	1年				18		18
	5年				34		34
	10年				50		50
昭和	1年	24	105	63	5	1	198
	5年	118	191	48	20	3	380
	10年	126	193	55	18	3	395
	15年	224	172	70	17	10	493
	20年						24

(注) 「宮崎県年統計書」より

(注) 大正期の動力船が全て20～50トンクラスに含まれているのは疑問があるがそのまま掲載した。

表Ⅲ-2 大正初期におけるカツオ・マグロ漁業の概況

年	地域	トン	馬力	機関製造	漁業種類・漁期	乗組員	漁場
大正4年	島野浦	18	30	東京・池貝鉄工所	カツオ釣り マグロ延縄	26 11	鹿児島・沖縄・高知 長崎・宮崎
大正4年	土々呂		25		カツオ釣り 4～10月	30	沖縄・鹿児島
大正4年	南郷村	19	25	大阪	カツオ釣り 4～10月 マグロ延縄 12～2月	30	宮崎・鹿児島
大正4年	油津町	19	25	東京・新瀧鉄工所	カツオ釣り 4.15～10.15 マグロ延縄 11～3月	30	宮崎・鹿児島
大正4年	島野浦	18	30	東京・池貝鉄工所	カツオ釣り 3～10月 マグロ延縄 11～2月	34 10	宮崎・高知・長崎・ 鹿児島・沖縄
大正4年	細島	18	20	〃	カツオ釣り 4～10月 マグロ延縄 12～2月	25	鹿児島・宮崎・高知
大正4年	門川	19	30	〃	カツオ釣り 3.10～10.15 マグロ延縄 11～2月	28 8	和歌山・高知・宮崎・ 長崎・台湾

さらに、大正期におけるカツオ・マグロ漁業の状況を、大正4年の事例をもとに考察をすすめよう(表Ⅲ-2)。

(1) 船体は木製で地元の製造にかかることは勿論であるが、大きさは18～19トンが支配的である。これは昭和に入って県南部南郷村・油津町を中心にした大・中型化と、他地域での一層の小型化の前提をなしている。まだその二極分化への萌芽は見出せない。発動機関は焼球式で馬力数は25～30馬力である。製造所は全て県外であるが、焼玉式が普及したため製作地は関西から東京に中心が移っている(明治末期との違い)。

(2) 漁業種類はカツオ釣りとマグロ延縄の兼営であって(意識的に選択した結果ではなく、動力化がカツオ・マグロ漁業から達成されていくことを示す)、昭和期に入って県北部が小型動力船でイワシ網漁業をも兼営するようになるのと異っている。その時点ではカツオ・マグロ漁業の性格は地域的に大きな段階差を示すが、大正期ではまだ明確でない。

(3) 漁期はカツオ釣りが4～10月の7ヶ月、マグロ延縄が11～2月の4ヶ月が標準的である。大正期には地域差が明確ではないが、昭和に入ると、大・中型船でのカツオ漁期の延長

(従ってマグロ延縄漁期の縮小), 小型船でのカツオ漁期の大巾な短縮(3~7月頃)と冬期にイワシ漁業が加わるので, マグロ延縄が8~9月と1~2月に2分されたり, イワシ漁業と併行して操業されたりするように変化する. 漁場は沖縄・長崎までの出漁がかなりみられるところに特色があって, 昭和期に入ると大・中型船による三陸・台湾方面への出漁, 小型船での沖縄・長崎からの退却とに二極分化する.

(4) 乗組員数はカツオで30人前後, マグロで10人前後となっているが, これを昭和期に比較してみれば, カツオが多く, マグロで少ないといった傾向を見出しうる. これはカツオ漁期における雇用とマグロ漁期の解雇といった流動的形態の過剰人口を生み出している³⁰⁾. これも昭和期に入ると, カツオ漁期の短縮, マグロ延縄と併行してのイワシ網漁業とが, 乗組員数を周年均一化させていく.

2. カツオ漁業の再編

しばらく各地域のカツオ(マグロ)漁業の動向にふれ, 後で概括することにしよう.

東臼杵郡島野浦漁業組合(大正8年)

「独り我島野浦ニ至リテハ周囲三里ノ孤島漁業専務春秋両期ノ鯉漁業ハ島民千余ノ生命ヲ持続」してきたが, 「茲十数年来ハ遠洋漁業ノ結果ニモアルカ従来ノ如ク魚族ノ聚来ノ以前ニ比シ頗ル少ナク従テ在来ノ船舶ニテハ……漁夫モ船頭モ収支償ワサルノ悲境ニ陥リ遂ニ其業ヲ休止スルニ至レリ」

南那珂郡油津町漁業組合(大正7年)

「出稼漁業ハ明治二十年頃ヨリ長崎県五島平戸地方ニ鯉漁業ニ出漁セリ……(しかし…引用者)…従業者ハ其ノ得ル所ヲ浪費セルト流行病ニ罹リ漁夫ヲ失ヒタルトニヨリ明治四十年頃全く出漁ヲ中止スルニ至レリ同年以後ハ台湾及沖縄等ニ出稼スルモノアルニ至リタレトモ自ら起業スルモノナク台湾ニ於テハ水産株式会社ノ漁夫トシテ雇傭セラレ年々二三十人渡航セリ」

油津町では動力化の波にのれず, 一時カツオ漁業の衰退をみたが, 大正末期にはかなり復活してきている.

「近年発動機船漁業ノ勃興以来同漁船ハ殆ンド鹿児島県長崎県下ニ出漁シ在来ノ帆船ノミ地区内ニ止マリテ従業スルモ漁獲少ク鯉節ノ生産高年々減少スルノ状況ナル」

南郷漁業組合(大正5年)

「鯉節釣漁業ニアリテハ昔時帆船時代ニ於テ本村ニ於ケル該漁従漁船実ニ五十隻以上ニ達シ内四十隻以上ハ遠洋漁業即チ台湾沖縄鹿児島県及ヒ長崎県下ニ盛ニ出漁シタリシモ近年機関付漁船ノ発達スルニ従ヒ従来ノ漁船ハ……圧倒セラレ……資金不十分ノ為メ他ト同一歩調ヲ取ル能ハス漸々衰退ヲ来シ明治四十四年ニ至リ機関付漁船二隻ニ減シ遠洋漁業ハ殆ンド廃絶シ為ニ漁村ノ疲弊頓ニ其極ニ達セリ依リテ漁業組合ニ於テハ其回復策ヲ講シ種々ノ方法ヲ設ケ奨励ノ結果現今機関付漁船漸々十五隻ニ達稍々愁眉ヲ開クニ至レリト雖往時全盛時代ニ比スレハ未タ其半ニモ及ハス且ツ造船資金ノ多額ハ借入レナルヲ以テ其償却甚タ困難ノ状態ニアリ」

大正11年では,

地区内発動機船20余艘はほとんど全て漁期に従って鹿児島・長崎県下に出漁し年々数十万円の漁獲をなすとした上で,

「発動機船漁業ノ勃興以来郡内地先ニ於ケル鯉漁業ハ甚タ不振ノ状態ニシテ漁船ハ悉ク鹿児

島県長崎県等ニ出漁シ在来船ノミ 地区内ニ止マリテ従業スルモ 漁獲少ナク 経節ノ生産高年々減少スルノ状況ナル……」

このように漁船動力化を契機にカツオ（マグロ）漁業は大きな転換を迎える。概括すれば、

(1) 漁船の動力化は航行の自然的制約をうち破り、魚群を求めて移動しようという点でカツオ漁業を積極的漁法に転換せしめた。それはまた漁獲能力を一段と高め、従来の帆船カツオ漁業を駆逐していく。出漁地先では宮崎県船における規模零細性と、それがための動力化の緩慢な進展は、他県のカツオ動力船によって駆逐されることとなり、根拠地漁業は破局し、消滅していく。

(2) 沿岸沖合における帆船カツオ漁業はカツオ群来の減少・餌料欠乏とによって不振となり、従ってカツオ節生産は停滞・衰退を余儀なくされる。一方、根拠地を追われながらも動力化した漁船は漁獲物水揚げを漁場に近く、カツオ節工場・餌料供給、漁業・生活資材の供給に恵まれている鹿児島県山川・枕崎に集中していく。水揚げ地が山川・枕崎に移行することは漁製分離が著しく進行したことを示すと同時に、地元のカツオ節経営の発展の途を閉ざし、その離合集散を促していく。動力化に伴い、カツオ漁業・カツオ節製造業の地域的・階層的再編が進行していくのである。

(3) 漁船動力化を契機にカツオ漁業の操業様式も大きな転換・発展をとげる。船型は和船型から西洋型および和洋折衷型へと改良され、船首にボースプリットが設置されて、多数の従事者が船首部で釣獲できるようになり、また釣獲時に杓子で海水を撒いていたのも撒水器によってかわられ、漁獲能率は高まって行く。餌料もマイワシ・ヒラゴイワシ等を出漁前に採捕ないしは地元で購入していたのが、山川および海潟周辺でカタクチイワシを購入するようになつていった。

(4) 動力化に伴うカツオ漁撈技術の変化とともに、経営方式も大きく転換していく。造船は無動力船に比べて2～3倍の資金を要するようになった。発動機の価格は船体建造費に匹敵ないし倍し、さらに燃料代、餌料購入費、食費（航海日数の延長によって）等の新たな出費は、船主をして資本主義的経営方式を採用させるに至る³¹⁾。

次表は無動力船との比較で、資本額の増大と資本の有機的構成の違いをみたものであるが、可変資本（労賃および食費）も動力化の過程で大きく伸びているが、それにも増して、不変資本（創業費、可変資本部分を除く経営費）の増加は著しいものがあり、資本の有機的構成も飛躍的な高度化をみせている。カツオ漁業経営に要する資金量は一挙に10～20倍へとはねあがり、その資金の一部は水産奨励金や漁業組合の貸出し金によってまかなわれるにしても、大半は個人貸金（高利貸資本）に依拠せざるを得ない。だが、彼らも零細であり、その依拠すると

表Ⅲ-4 資本額と資本の有機的構成

	明治 37 年	大正 4 年	大正 8 年
ト ン・馬 力		19トン・25馬力	15トン・20馬力
漁 業 種 類	カツオ釣り	カツオ・マグロ	カツオ・マグロ
不変資本 (円)	511	11,818	17,469
可変資本 (円)	794	4,736	6,154
V/C	1.56	0.40	0.35

ころはカツオからマグロの流通に移り、その基盤も競売の一般化によって狭隘化しているのであってみれば、貸付けも思うにまかせず、その結果、漁船動力化の過程で、カツオ漁船は一挙に半減してしまう。だが逆説的に言えば動力化しえた層は、カツオ漁獲高を大いに高め、マグロ延縄の兼営で資本蓄積を果し、前期的資本からの離脱をなしとげ得たのである。

漁船動力化に伴う新たな問題の一つは、以上のほかに、船型の西洋化、発動機関の据付け、活間の設置等によって造船技術、航海技術も変化してくることであった。このため、旧来の和製帆船の舟大工は新しい造船技術を取得することが必要になり、船匠講習会が開かれたし、発動機々関士の養成も焦眉的のとなってきた。

南那珂郡での機関士養成計画は（大正8年）、

「本郡ニ於ケル発動機船漁業ハ大正三年以来発達ノ緒ニ就キ爾来年ト共ニ漸次増加シ今ヤ二十有六艘ノ多数ニ達シ更ニ本年内ニ於テ新規造船ヲナスモノ数艘ヲ算シ益々発展ノ氣勢ヲ示シツ、アレトモ……機関士……今日ノ状態ハ高給ヲ支出シテ他府県ヨリ雇傭シ而モ経営上不便少カラサルヲ以テ郡ニ於テコレカ養成ヲナシ……」

東臼杵郡での石油発動機々関士養成に関する意見（大正5年）は、

「目下ノ難事ハ機関士ノ不足且ツ技術ノ拙劣及機関士雇入レニ於ケル諸種ノ弊害ナリトス」
「従来石油発動機付漁船ニ雇入レノ機関士ハ多ク海軍機関兵ノ在郷者ニシテ從ッテ学理ニ暗ク又経験ニ乏シク加之其数ニ於テ極メテ少ナカリシカ機関士ノ技術ハ他ノ一般漁夫ノ容易ニ模倣ス可カラサルモノナルヲ以テ之カ奇貨トシ漁船ノ進退一ニ己ノ権能ニアリトノ驕慢ノ風ヲ増長シ一朝其ノ機嫌ヲ損センカ例令平穩無事ナル天候ノ時ト雖故意ニ種々ノ口実ノ下ニ出漁ヲ肯セス為メニ漁利ヲ失スル事極メテ少カラサルノミナラス若シ之ヲ冷遇スルニ於テハ機関ノ取扱ヲ粗略ニナシ或ハ燃料ヲ濫費シ其結果甚シキ損失ヲ招クニ至ルヲ以テ営業主ハ自然種々ノ優遇法ヲ設ケ漸次多数前貸金ヲ為ス等益々其待遇ヲ……」優遇せねばならなかったのである。

機関士・機関長の賃金は一般に船長および漁撈長を上まわっており（大正期）、昭和期に入って発動機関の改良・機関技術の普及につれ、その地位も低下し、機関士問題の解決をみる。

3. カツオ餌料の蓄養試験

カツオ船動力化に伴い、漁船の大型化・航海日数の延長が進展すれば、カツオ餌料の需要はそれだけ増大していく。それに呼応して餌料採捕も四艘張網、棒受網、小台網等によって行なわれるようになってきたことは前章で述べたが、それでも全体としては“餌料不足”は否めなかったようである。

大正7年では、

「餌料供給ノ状態ハ各漁船出漁ノ途次自ラ棒受網ヲ用ヒ若クハ小規模ノ四艘張網ヲ用ヒテ漁獲シ僅カニ自己ノ用ニ供スルニ止メ未ダ広く餌料供給ノ事業ヲ経営スルモノ無ク依然トシテ旧態ヲ改メス為メニ餌料ノ乏シキガ為メ本県鯉漁船ノ多クハ鹿児島県山川港ヲ根拠地トシテ出稼漁業ヲ為スノ現状ニ在リ」³²⁾

“餌料供給不足”とは餌料の絶対的不足というより、常時供給しうる体制、蓄養の欠如の産物といった性格が強かった。カツオ餌料蓄養に関する記述が初見されるのは大正3年のことである。

餌料蓄養は明治期に入って漁場の沖合化・餌料需要の増大に直面した鹿児島県では明治35

年頃熊本県天草郡牛深でマイワシを生洲に蓄養するものがあらわれたのに刺激され、38年から試験を始め、翌39年には鹿児島湾内での蓄養適地と小イワシの量の調査を行っている。その成果に支えられ山川および海潟が急速にカタクチイワシ供給地として成立していく。キビナゴからカタクチイワシへの餌料転換、カタクチイワシの蓄養技術の確立によって鹿児島県のカツオ漁業は大きな発展をとげることになる。ただ奄美大島にはカタクチイワシが棲息しないためにキビナゴを用いた日帰り操業形態は今尚続いている。この点宮崎県の県外出漁＝根拠地漁業は餌料面からも、経営規模の点からも真の沖合・遠洋漁業に発展する性格のものではなかったのである。蓄養技術の立ち遅れは、カツオ漁業の生産構造に根ざしたものであった。最初の餌料蓄養は宮崎県水産会の後援の下に、イワシ類の豊富な東臼杵郡土々呂漁業組合が行なったもので、その成績は必ずしも芳ばしくはなかったようである。その後個人による蓄養が行なわれている。

大正10年東臼杵郡島野浦の岩谷勇次郎の例、

「鯧ノ漁ニハ改良敷網ヲ使用シ夜間石油集魚燈ヲ以テ焚入レヲナス用船網船二隻火船一隻口船一隻予備火船一隻漁夫二十二人ヲ使用ス」

「本鯧蓄養設備ハ頗ル簡単ニテ二丈ノ竹籠八個ト縦織網ヲ使用シタル四角形ノ活洲六個ヲ設備シタルニ過キス」

「大活洲ハ鯧ヲけんち二斗枺約三十杯小活洲十五杯分ヲ容ル歩留ハ一週間蓄養シ大活洲ノ分十七八杯蓄養場所ハ島ノ浦港内北部湾ヲ利用シ鯧漁場ニ近く比較的斃死少ク成績良好ナリ右ノ如ク設備簡単ナルモ本県北部ニ於ケル唯一ノ設備ニテ鯧釣漁業者ニ取り非常ニ便宜ヲ得タリ」

大正10年になっても「本県北部ニ於ケル唯一ノ設備」なのである。

同じく大正10年の南那珂郡福島村川崎雅一の事例、

「本鯧蓄養設備ハ鹿児島県山川式ニ則リ簡単ニ設備セリ

イ. 蓄養場所 福島村高松地先瀬戸島ノ周囲

ロ. 水深 満潮時二尋半干潮時二尋……

ハ. 活籠構造 竹製長方形長サ九尺巾三尺深六尺……二斗桶ニテ二杯半ヲ容ル

ニ. 使用個数 三十四

ホ. 価格 一個十二円（志布志製）

ヘ. 鯧採捕漁法 四艘張網及地曳網ヲ使用

ト. 蓄養方法 漁獲シタルモノヲ活籠ニ入レタル後十日位放置シ歩留二分ノ一ナル

チ. 一籠四十円乃至七十円（販売価格か……引用者）

リ. 蓄養期間 旧二月二十日頃ヨリ旧五月（梅雨頃）迄トス」

蓄養期間が著しく短いことに注意。

餌料蓄養では水産試験場は遅れをとり、大正6年に始めて試験を行なっている。

「本県ニ於ケル鯧餌料蓄養ノ方法ヲ見ルニ専ラ籠活洲ヲ使用スト雖トモ籠禦ハ水ノ疎通宣シカラズシテ小数ノモノヲ短期間ハ蓄養シ得ベキモ多数ノモノヲ稍々長期ニ亘リ蓄養スルニハ不適当ナルノミナラズ保存及使用上ニ不便少カラズ」³⁹⁾。試験場の行なった方法は網生洲式である。その成績については大正11年に次のように述べている。

餌料蓄養は「大正六年度南那珂郡福島村……ニ施行セシ蓄養試験……（は…引用者）…長期

多量ノ餌料蓄養ニハ 網生洲ノ遥ニ在来籠生洲ニ優レルヲ知り得タルモ 此地方未ダ餌料漁獲ノ法備ハラス単ナル蓄養事業トシテ 永続困難ナルタメ中止セルモノナルガ 近来県北地方ニ於テ二艘張四艘張或ハ 餌取網等ノ 漁具増加シ小鰻ノ 漁獲多キモ 鰻漁業ト 時期ヲ一ニセサルコト多キヲ以テ空シク煎子トシテ製造シ去ラル、状態ナルヲ遺憾トシ本試験ヲ開始セルモノナリ」

大正11年の蓄養試験の再開は同じく網生洲を用いている。成績は、

「但斃死魚二割ニ及ビ先年ノ試験ニ比シ意外ノ感アリシモ之漁場ヨリ 蓄養場迄ノ 運搬ニ籠ヲ用ヒス捕網ノ 魚取部ニ魚ヲ 集メタル儘漁船ノ間ニ挟ミテ持帰ル習慣アルト 受給漁船ノ来ル毎ニ生洲全部ヲ繰越スコトニ依リ魚ヲ 損傷スルコト多キニ依ルモノノ如ク……」³⁴⁾

結局、餌料採捕から蓄養にいたる技術の未熟さを露呈したにとどまった。

降って、昭和7年島野浦漁業組合は念願の網仕切り式による餌料蓄養に乗りだす。その背景にあるのは相変らずの“餌料不足”のため漁利を他県船に奪われ、餌料を遠く山川に求めねばならぬ不便の解消であった。

「本計画ハ単ニ昨今ノ 着想ニアラズ旧ニ大正拾一二年ノ 候県水産試験場ト共同シ鰻餌料 蓄養試験ヲ行ヒ県内漁船ニ対スル 餌料供給ニ着手セリ其方法ハ湾内北湾ノ 水深八米内外ノ 区域ニ一辺ノ長三米強六角型生洲若干ヲ 碇置シ四五両月ニ涉リ付近漁場ニ於テ 四五統ノ 餌取網ニテ漁獲セル小鰻ヲ短期間蓄養シ 鰻漁船ニ供給セルモノニシテ規模小ニ旦ツ 短期間蓄養ナリシタメ六七月以降ノ 小鰻退散期ニ来遊スル 鰻ニ対シテハ完ク供給ノ途ナク遺憾ノ裡ニ 今日迄之ヲ持続シ来リシモ近来本組合ノミニテモ 餌取網拾一統四艘張網巾着網各数統其他付近漁村ノ 同等網ヲ加フル時ハ之ガ漁獲数ハ二万桶 (一桶二斗入) ヲ超越スベク然モ此ノ大部分ハ蓄養設備ノ不完全ナルタメ煮乾鰻 (方言イリコ) トシテ製造セラレ之ヲ餌料トシテ販売スル場合ニ比シ価格拾分ノ一ニ達セズ仍テ本設備ヲ新設シテ 抱擁区域内ヲ絶対静穏ナル水面トシ 張網ヲ以テ外界ヲ遮断シ四五月ノ盛漁期ニ漁獲セラル、小鰻ヲ 収容シテ壺ケ月或ハ二ケ月間蓄養シ六七月以降ノ餌料欠乏期来遊スル鰻ニ備ヘントスルモノナリ」

張網をもって囲繞する水面は約8,000坪の大きさで蓄養期間も1~2ヶ月を予定していた。網仕切り式の成績は不明だが、慢性的な餌料不足が解消されたとは思えない。ここで県北部・東臼杵郡で餌料蓄養の試みが活発であるのはイワシの豊富なこと、蓄養適地に恵まれていることその他に、郡内カツオ船が小型で近海を操業範囲としていることと関連してのことである。沖合、遠洋化した南那珂郡ではその条件はなかったのである。

4. カツオ・マグロ漁業会社の出現とその挫折

漁船動力化以降の宮崎県カツオ・マグロ漁業の中において特異な地位を占めたものに、日南水産株式会社がある。日南水産は宮崎県唯一の水産会社として大正8年3月9日に設立され、発行株数1万株、資本金は50万円であった。本社は南那珂郡油津町に置かれ事業種類はカツオ釣り漁業、カツオ節製造と販売、マグロ延縄漁業を計画していた。設立趣旨は第一次大戦による経済の好況局面がカツオ節需要の増大、価格騰貴をもたらしつつある中で、漁撈・製造・販売を一貫し、かつ大量生産・販売のマス・メリットを追求せんとしたものであった。ただ唱導者は本社のある油津町の既存カツオ・マグロ船主であり、それら船主の所有船を併合して経営を行なっている点で特異であると同時に限界をもっていた。カツオ漁業会社として著名なのは明治37年設立の枕崎鰻漁業株式会社、40年坊泊鰻漁株式会社、41年の東海漁業株式会社(焼津)

等があげられるが、それらは日南水産株式会社より設立年次が古いというばかりでなく、会社形態をとることによって積極的にカツオ漁業を進展させていくのに対し、日南水産の場合にはそれがなかった。事業所は鹿児島県山川と大島に、販売所は静岡県清水に置いた。初年度たる大正8年の状況を事業所別にみると、

経営方法「会社ハ漁船、餌料、機関士ヲ提供シ且監督者ヲ乗組マシメ之ヲ事業場ノ漁業者ト契約ノ下ニ漁業ヲ為サシムルモノニテ漁獲物ハ会社七漁業者三ノ割合ニ分配シ漁業者ノ分配ヲ受ケタル漁獲物ハ一定ノ価格ニ買入ルヽ契約ナリ従来会社自ラカツオ節ヲ製造シ又ハ他ノ製造鯉節ヲ買入レテ販売ヲ為シタルコトアルモ本年（大正9年……引用者）ハ主トシテ漁獲物ヲ生産リシ鯉節トシテ製造シタルモノ約六千貫ナリキ」

山川事業場：「折モ鯉漁撈ノ根拠地トシテ山川ノ属望セラルヽハ、豊漁場ヲ控ルト餌料供給ノ饒多ナルトニ因ル。而シテ鹿児島湾内、処々好餌料場アルモ時ニ値段ノ騰貴スルコトアルハ各地餌料買ヒノ故意ニ出ヅルモノニシテ、折角ノ好位置モ亦、是ガ為ニ遺憾ナシトハ言フ可ラズ。故ニ本社ハ次年度ニ於テ各餌料場ニ多数ノ餌籠ヲ配備シ、小形発動船ヲ使用シ、之ヲ山川ニ運搬シテ豊富安値ノ餌料ヲ得シメント欲シ、既ニ其計画ヲ立テタリ。」

大島事業場：「根拠地タル花天事業場ニ第二日州丸一隻ヲ直営シ管鈍、阿室、加入、須古茂、実久、西阿室ノ六ヶ所ニ一隻ノ貸船ヲナシテ就業シタリ。取得方法ハ花天ニテハ、生魚ノママ十分ノセヲ本社所得トシ、他ノ場所ニテハ生魚ヲ製造シテ粗節トシ、之ヲ折半シテ其一半ヲ収ムルノ契約ナリ。」

清水販売店：「静岡県下清水港ハ鯉漁業及製造業ニ於テ全国中ノ首位ヲ占メ、駿遠豆三地方ノ中心トナリ、東京市場ニ近キヲ以テ、常ニ鯉節生産ノ多少ト市価ノ変動ト需給ノ状況トヲ知ル便アリ。故ニ従来ノ委託販買ニ止メズ。本社ノ販売店ヲ同地ニ設ケ、既ニ有利ニ取引セラレツヽアリ。而シテ管ニ販売店設置ニ適スルノミナラズ、尚ホ製造地トシテモ看過ス可キニアラズ。」それで翌9年には1日2,000尾を処理しうる製造所を設ける。

大正8年に出漁したのは13隻でその配置は山川に4隻、奄美大島8隻、油津および山川に1隻である。13隻の漁獲尾数は17万5千尾で、1隻平均漁獲尾数は山川所属船で高く、大島のもののでかなり低い。出漁は山川港を根拠地としているものは35航海で一航海平均3～4日ほどである。奄美で操業するものは漁期は長いが、日帰り操業形態をとる。それは漁場に近いのと餌料とするキビナゴが蓄養困難なためである。（表Ⅲ—5）

表Ⅲ—5 初年度カツオ漁業成績

	漁獲尾数	一隻平均	出漁期間	平均出漁回数
山川（4隻）	68,579	17,144	4月中～10月末	35回位
大島（8隻）	103,424	12,928	4月中～11月下	100回位
油津・山川（1隻）	2,912	2,912	4.12～5.1	5回
計	174,915	13,455		

一方、マグロ延縄には6隻が従事したが、漁獲したのはわずか137尾にすぎず、航海・出漁も1～2回で打ち切っている。

会社の経営収支をみると、第1年度は25,196円の利益があり、1株につき1円50銭の配当

をみたが、大正9年度では14万円余の大巾な赤字を出すにいたった。損失を生じた理由は、「本年度ノ事業ハ物価騰貴ノ為メ漁撈費製造費共ニ多額ヲ要セシニ拘ラズ春季一時小鯉漁獲アリシノミニテ夏秋両季ヲ通ジテ殆ンド収獲ナク加フルニ経済界激変ニ遭遇セシヲ以テ事業ノ成績ハ全ク不結果ニシテ巨額ノ損失ヲ見ルニ至リシハ誠ニ遺憾」

ここでは不漁とともに、第一次大戦後の反動恐慌とを原因にあげている。早くも経営危機に陥った日南水産がとった対応は、1つは「事業資金の関係上本期(10年…引用者)鯉漁ニ於テハ緊縮方針」をとったことである。カツオ船は山川に3隻、大島に2隻の大巾削減となった。とりわけ大島事業所の所属船は8隻から2隻までに減ったのは「餌料常ニ不足シ活動意ノ如クナラサル……」ためであった。マグロ延縄漁業には3隻が操業を行なっている。一方、清水の販売所は閉鎖し、主に東京・大阪への委託販売に切りかえられた。他方、「在来ノ鯉釣漁業ヲ変更シテ漸次定置漁業ニ代ヘムトシ」大正10年南那珂郡市木村築島地先にブリ大謀網の出願をした。この日南水産によるブリ大謀網経営は、出願の度毎に近郷漁業組合との間に紛擾を起しつつも、継続されていく。カツオ・マグロ漁業部門の動向は不明であるが、再び名前を出さないことからして、間もなく消滅していったのではないかと思われる。カツオ・マグロ漁業については会社経営あるいは複船経営は大正中期に一時出現したものの、瞬時に挫折してしまったのである。その後のカツオ・マグロ漁業経営は会社経営は言うに及ばず複船経営すらほとんど姿をみせず、一パイ船主に単一化していった。

5. マグロ延縄漁業の発展

宮崎県におけるマグロ延縄漁業は明治36年に県水産試験場で創業されて以来、急成長をとげたといったが、動力船によるマグロ延縄は例の魁丸におけるマグロ延縄に関する部分だけを取りあげれば、操業期間は11~3月の5ヶ月間とし、漁場はカツオ漁場と同じく地元折生迫、奄美大島、長崎五島、平戸ならびに沖縄県下一円としている。漁場として種ヶ島は未だ注目されていない。漁具は1鉢250尋のもの40鉢を所持し、在来船の1鉢270尋のもの20~25鉢に比較してかなり大きくなっている。乗組員は船長1、漁撈長1、機関士1、漁夫7計10人で、その出身地をみると、船長が愛知県、漁撈長が静岡県で漁夫の中にも1人香川県出身者がいる。あとの漁夫は地元出身である。マグロ延縄に乗込んだ者のうちカツオ漁業にも従事するのは機関士と地元出身漁夫5名で、他県からの雇用者はマグロ延縄のみに雇用された。船長、漁撈長が地元出身者でなく、マグロ漁業先進地からの雇入れであることは、宮崎県におけるマグロ延縄技術がこの時点では未熟であることを示していた。

大正1年には種ヶ島漁場が発見され、マグロ漁業の発展はいよいよ急になるが、当時の漁期はマグロの沿岸来遊に規定されて、4~9月の夏期マグロ漁は県北部において経営せられ、11~3月の冬期マグロ漁は南部および中部地方で営まれていた。いづれもカツオ漁業と兼営であるが、県北部ではカツオとマグロ漁業は漁期からして競合関係にあり、南部は補充状況にあった。県北部は漁船動力化——沖合出漁によってカツオ・マグロ漁業を競合から補充関係に転換していく。

漁法の改良で特筆されるのは、大正2年に水産試験場の笠狭丸にラインホーラーが設置されたことである。

「鮪延縄漁業ハ普通漁船ニテハ一隻二十鉢多キモ二十五鉢ヲ超ユルコトナシ然ルニ本船ニハ揚

繩器タル「ラインホラー」ヲ設備シ六十鉢ヲ使用シ尚ホ余力アリ」

「従来本漁業ニ出漁中天候急変ノ場合往々配ヘタル繩ヲ曳キ上グル能ハズ之ヲ放棄スルコトアリシモ本機ヲ用フルニ至ラバ此ノ慮レナキ……」

ラインホラーの意義は肉体的・自然的制約を打ち払って労働生産性を大いに高めたところにある。大正4年における県下マグロ延縄漁業の状況をみてみよう（表Ⅲ-6および7）。マグロ延縄漁船は動力船27隻、無動力船155隻計182隻の多きに達している。隻数の多いのは県南部では油津、南郷（大堂津はカツオ専業化の道を進んでいるのでマグロ延縄は多くない）、中部の折生迫、北部の門川、細島、土々呂であるが、動力化の程度は南郷が圧倒的でその先進性を物語っている。南部に動力船が集中している。折生迫はマグロ漁業発祥地であるが、一隻の動力船も見ない。漁船動力化によって、乗組員が10名前後から15名前後へと増加し、漁場は地先沖合から主要漁場たる種ヶ島に集中していくが漁期はかえって短縮する。地域では東臼杵郡が特異で、無動力船では漁夫は7～8名で漁場は自郡沖合、漁期は夏期マグロを対象としている。

表Ⅲ-6 動力漁船マグロ延縄の概況

組合名	隻数	乗組員数	開始	終漁	主たる漁場
南郷	16	15～19	11～12月	3月中	種ヶ島及南那珂沖合
大堂津	3	15	1月中	2月中	〃
油津	3	30	1月中	3月末	〃
内海	4	9	12月	5月初	宮崎郡沖合
土々呂	1	13	1月	3月	種ヶ島及南那珂沖合
計	27				

（注）『大正4年度宮崎県水産試験場業務報告』p. 10～11より作成

表Ⅲ-7 無動力船マグロ延縄漁業の概況

組合名	隻数	1隻あたり乗組員数	開始	終漁	主たる漁場
南郷	3	10.0	12.18	4.20	本郡沖合
大堂津	2	8.0	1.13	3.27	南那珂・宮崎沖合
油津	65	8.5	11.21	4.14	種ヶ島及南那珂沖合
内海	5	9.0	12.4	5.2	宮崎郡沖合
折生迫	21	7.9	11.21	5.6	〃
細島	16	8.0	1月	12月	東臼杵郡沖合
門川	30	7.0	3月	5月	〃
土々呂	13	5.4	6月	11月	〃
計	155	7.8			

（注）『大正4年度宮崎県水産試験場業務報告』p. 10より作成

さて、宮崎県におけるマグロ漁業を述べるに、県内船だけの状況では全体を把握できない。明治37年すでに鹿児島県串木野船が油津港を根拠にマグロ延縄に従事し、42年には「大分、鹿児島、愛知等諸県ノ出稼漁業者モ又増加」、大正4年では、「鳥取、山口、高知、鹿児島等ノ諸県ヨリ発動機付漁船入漁シ油津港ノ如キハ頗ル殷賑ヲ極メタリ」この大正4年に入漁し

た地元外船は66隻で(内県外船58隻, 県内船8隻), うち57隻までが油津港を, 残り9隻が南郷を根拠地としている。また入漁船は全て動力船(石油発動機57隻, 吸入ガス機関7隻, 蒸気機関2隻)で県内マグロ漁船が15%しか動力化されていないのと格段の差がある。県外船58隻のうち鹿児島県19隻(枕崎10, 串木野6, 屋久島・大島・水産試験場各1) 高知県26隻, 鳥取県10隻, 愛媛県2隻, 山口県1隻となっている。串木野船が入漁するに至った経過は, 串木野では明治10年代すでに春季は朝鮮海のサバ漁, 秋季は対州沿海でのカジキ延縄漁業が始まっているが, そのサバ漁の不振にかわるものとして日向灘のマグロ漁業が注目され, 油津港を根拠にして周年延縄によるマグロ・カジキ漁業を営むようになったのである。大正4年に鹿児島県からの入漁船のうち串木野および水産試験場の竹島丸を除いては恐らくカツオ船であり, 漁船大型化によって周年カツオ専業体制をとる以前の兼営形態としてマグロ延縄を操業したものである。

大正4年度のマグロ延縄漁業を県外船をも含めて総覧しておこう(表Ⅲ-8)。

入漁船は県下マグロ水揚げの24%, 1/4を占めている。大正4年度はまだマグロ漁業の発展途上にあるため, 県外船の占める割合は以降次第に高まっていく。

表Ⅲ-8 大正4年度のマグロ延縄漁業

組合名	動力船隻	動力船漁獲高	無動力船漁獲高(円)	無動力船隻数	無動力船漁獲高(円)	入漁船隻数	入漁船漁獲高	漁獲高計(円)
南郷	16	21,828	3	1,215	9	10,954	33,997	
大堂津	3	3,470	2	3,910		7,380		
油津	3	5,639	65	26,068	57	25,831	57,538	
内海	4	3,824	5	2,671		6,495		
折生迫			21	10,317		10,317		
土々呂			16	18,919		18,919		
門川			30	15,836		15,836		
細島	1	164	13	3,473		3,637		
計	27	34,925	155	82,409	66	36,785	154,119	

(注) 『大正4年度宮崎県水産試験場業務報告』p.9

一隻あたり漁獲高をみると, 動力船では1,294円で無動力船の532円より著しく高い漁獲をあげている。ただ入漁船は557円で全て動力船であるにも拘らず低位にあるのは, その県内水揚げ期間が2ヶ月であることと, 全て宮崎県に水揚げするとは限らないことから生じた仮象である。その点を考慮すれば漁船動力化によって漁獲量は著しく伸長したことは明らかである。マグロ漁業発展の意義は, カツオ漁業の裏作として兼営されることによって, 資本の回転を速かにし, 経営の自立化, 漁船の動力化・大型化を助けた点にある。

IV: 昭和期: 大型船の出現と重層構造の形成

1. カツオ・マグロ漁業の動向

まず昭和期(戦前)のカツオ・マグロ漁業の概況についてみておく。資料は昭和15年に行われた全国調査「鮪鯉遠洋漁業に関する調査」の宮崎県分の原資料である。この資料は遠洋

漁業についてだけなので、全体像を把握するには補足が必要である。

表IV-1は地区別・トン数別カツオ・マグロ漁船隻数をみたものであるが、昭和13年と15年の比較にあたって次のことを確認しておかねばならない。それは15年の遠洋漁船のうちカツオ漁業を営まないマグロ船が何艘あるかということで、調べてみると、油津に2、島野浦1計3隻にすぎない。残り61隻の半分づつカツオ専業、カツオ・マグロ兼営となっている。カツオ専業が案外多いのは大堂津の15隻全部がこれに属するためである。

表IV-1 カツオ・マグロ漁船隻数

漁業組合名	昭和13年 カツオ船隻数	昭和15年遠洋カツオ・マグロ漁船									
		隻数	～9 トン	10～19 トン	20～29 トン	30～39 トン	40～49 トン	50～59 トン	60～69 トン	70～79 トン	
南郷	23	25	3	15		3	2	2			
油津	12	12		2		3		2	2	3	
大堂津	15	15	7	8							
折生迫	15										
内海	4										
門川	19										
土々呂	4	2		1	1						
細島	20	4		4							
島野浦	5	6		1	4	1					
計	120	64	10	31	5	7	2	4	2	3	

昭和13年には120隻のカツオ船があるが（専兼を問わず）、その約半数が遠洋カツオ・マグロ漁業に従事し、半数は近海操業である。県南部の南郷・油津・大堂津は漁船数も多く、かつ全てが遠洋漁船である。ところが南郷・油津の遠洋漁船のうちには中・（大）型船もかなりあるのに対し、大堂津では全てが小型船でしかもカツオ漁業だけでマグロ延縄を行わないという特徴をもっている。中部折生迫・内海は全て近海操業であって、北部も近海操業が多い。北部の遠洋カツオ・マグロ漁業は、あっても小型漁船によっている。100トンを超える大型船は昭和11年まで南郷に1隻存在したことは確かめられるが、15年では最早見当らない。

表IV-2はトン数規模別に乗組員数・漁獲高および1人あたり漁獲高をみたものだが、乗組員数は事例の少なさから派生する例外を除けば、カツオ・マグロ漁業ともにトン数規模に比例

表IV-2 漁船規模別乗組員数・漁獲高・1人あたり漁獲高（昭和15年）

漁業種類	～10トン	10～20トン	20～30トン	30～40トン	40～50トン	50～60トン	60～70トン	70～79トン
1隻あたり乗組員（人）	カツオ 18.2	22.3	29.0	34.0	35.5	36.3	41.5	49.7
1隻あたり漁獲高（千円）	マグロ 10.7	14.8	14.3	20.3	20.0	26.0	18.0	27.5
1人あたり漁獲高（円）	カツオ 18.0	22.7	11.7	48.3	84.2	50.7	111.5	120.6
1人あたり漁獲高（円）	マグロ 3.5	8.6	9.4	10.7	3.6	15.9	18.8	17.2
1人あたり漁獲高（円）	カツオ 987	1,017	403	1,422	2,372	1,395	2,686	2,427
1人あたり漁獲高（円）	マグロ 323	579	659	529	181	613	1,043	625

（注）62隻の集計

する。1隻あたり漁獲高でも比例関係にあるが、相関は若干弱まる。1人あたり漁獲高はさらにトン数規模との相関を弱くしている。漁船規模の増大によって労働生産性が必ずしも高まらない基本的な原因は、漁撈行程がいつでも単純協業の域を出ない段階にあることである。そうした事情の下では規模の経済性は明確にならない。小型船は消滅するどころか絶えず再生産されてきた基盤は漁撈技術の未発達のためであるといわねばならない。

さて、次に小型船によるカツオ・マグロ漁業の概要をみることにしよう。表IV-3によれば、トン数・馬力数からして大正期のそれより一段と小型化してきたこと、小型漁船の参画は漁場を近海漁場に縮小し、漁期の短縮、乗組員数の縮小をもたらしたことがわかる。

表IV-3 昭和初期小型カツオ・マグロ漁船の操業様式

年	地域	トン	馬力	機関製造	漁業種類・漁	期	乗組員	漁場
昭和4年	油津町		15	油津町	カツオ釣り マグロ延縄	4~9月 11~3月	13人 10人	宮崎・鹿児島
昭和4年	伊形村 土々呂		15		マグロ延縄 棒受網 イワシ流網	4~11, 11~3月 9~11月 12~2月		東臼杵郡及種ヶ島 " "
昭和4年	門川村	9.2	12	伊形村 土々呂	マグロ延縄 カツオ釣り 棒受網	12~2月 3~8月 9~11月	15人	宮崎・鹿児島
昭和5年	門川村	4	8	伊形村 土々呂	カツオ釣り マグロ延縄 小鯛・鱧延縄	3~7月 1~2, 8~9月 10~12月	10人	宮崎・鹿児島・大分
昭和5年	門川村	10.1	15	神戸市	カツオ釣り マグロ延縄 棒受網	3~7月 1~2, 8~9月 10~12月	11人	宮崎・鹿児島・長崎 大分

船体はいずれも木製で各漁村で自給されることは贅言を要しないが、発動機関も県内主要漁港の鉄工所で製造されるようになったのは注目に値する。大正期には県内で製造できず、また昭和期に入っても大型発動機関の製造が県外に発注されているのと対称的である。

漁業種類は県南部油津・南郷ではカツオ・マグロ漁業の2種類であるのに、小型化の著しい北部ではイワシ漁業と組み合わせられている。小型漁船は漁場範囲、カツオ乗組員、カツオ漁期を縮小し、イワシ漁業の導入によって漁期毎に乗組員数も一定し、周年稼働する形態をとることになる。

2. カツオ漁業における重層構造の形成

漁船動力化がほぼ一巡する昭和期のカツオ漁獲高をみたものが表IV-4である。漁獲高統計は統計のとり方によって著しく異なる。表-1の統計は「宮崎県統計書」のものだが、その数字はB(「宮崎県年統計書」)に昭和1・6年は一致するが、10・15年では極めて低い。統計にはそれなりの根拠があるはずであるが、それが示されていないので推測する以外ない。統計A・Bを比べれば、昭和18年でBの方が高くなっているのを唯一の例外としてその他はA・Bが同数かAの方が高い。即ちAが属人統計でBが属地統計であればA-Bは県外水揚げ高を示すことになる。そのように理解した上で(それでも表-1がなぜ過小となっているか不明であるが)、表IV-4をみれば、漁獲量は昭和に入ってから、漁船動力化の普及によって飛躍的に伸びていることを知る。そしてその後漁獲が増大せずほぼ一定してしまうのは、漁船の大型

表IV-4 カツオ漁獲高の推移 (単位 1,000 貫)

	A	B
昭和 1 年		305
2		221
3		220
4		197
5		117
6	627	179
7	538	227
8	799	799
9	527	527
10	491	491
11	782	230
12	798	415
13	468	333
14	509	316
15	719	424
16	948	948
17	1,455	1,455
18	762	900
19	648	—
20	204	13

(注) ○ A は県水産統計資料。 ○ B は県累年統計書による。

化、あるいは漁獲能力を向上させる技術の発展がみられなかったことと関連して理解される。ところでAとBが一致する、即ち漁獲物が全て県内で水揚げされるのは、16・17年の2年間である。戦時体制下での県内水揚げ高の増大は、燃油を中心とする生産手段の配給制がもたらしたものだが、さらに、県内水揚げ奨励によって促進された。

「昭和17年以降のまぐろ漁業の衰微と共に、地元かつお漁船の鹿児島県山川、枕崎根拠するものを油津に移し、かつお漁業に専業するを奨励したので漁獲は増加した。」³⁵⁾

さて、昭和13年当時のカツオ操業様式をみておけば、

「本県ニ於テ鰹水揚げ地ノ主ナルモノハ県南ニアリテハ油津、南郷、大堂津、県北ニ於テハ門川、細島、土々呂、島ノ浦、中部ニ於テハ折生迫、内海アリ。本年度ノ出漁漁船ハ油津12隻、南郷23隻、大堂津15隻、内海4隻、折生迫15隻、門川19隻、土々呂4隻、島ノ浦5隻、細島20隻(推定)総計120隻内外ニシテ、其ノ内県内各地ノ……(カツオ水揚げ高は約30万円…引用者)、20~30馬力以内ノ小型発動船ハ鰹漁期中ト雖モ漁況ニヨリテハ、鰹漁業ヲ専業トスルニアラズ、鱈、鱈漁業ヲ営ムモノアリ、鰹漁ハ其地元近海ニ鰹群ノ来遊ヲ見タル頃ノ定置網又ハ地曳網ノ焚入網等ニテ漁獲セラレタリ荒鰹ヲ活カシ(蓄養セザルモノ)日帰りニテ出漁スル程度ノモノ多シ。但シ県南大堂津ノ漁船ノミハ漁期中ハ鰹漁業ヲ専業トスルモノニシテ、漁場モ薩南七島ニ涉リ操業シツムアリ。

40~50馬力以上ノ中型船ハ餌料関係ニテ鹿児島県山川港ヲ根拠トシテ出漁スルモノニシテ

表IV-5 カツオ水揚げ状況 (昭和14年)

漁業組合名	油津	南郷	大堂津	折生迫	内海	細島	門川	土々呂	島野浦	計
県	3 ~ 11月	3 ~ 11月	4 ~ 11月	4 ~ 10月	5 ~ 9月	4 ~ 11月	4 ~ 11月	5 ~ 10月	5 ~ 8月	
内水揚げ	水揚げ高(円) 54,054	115,257	121,220	3,158	8,876	20,296	42,443	16,965	12,760	395,029
水揚げ	" (%) 4.0	8.4	9.6	0.2	0.6	1.5	3.1	1.2	0.9	29.3
入港1隻あたり水揚げ	462	256	114	34	91	59	137	265	113	149
山	隻数 9	15	3		2	3	9	4	2	47
川馬力	数 75~140	20~105	15~28		40.50	25~30	20~40	15~60	57と不明	
港水揚げ	水揚げ高(円) 233,999	190,441	2,224		57,498	11,519	63,791	22,753	2,337	582,664
水揚げ	" (%) 17.3	14.0	0.2		4.2	0.8	4.7	1.7	0.2	43.2
枕	隻数 12	15	9		1	1		1		39
崎馬力	数 72~142	15~84	15~20		50	50		40		
港水揚げ	水揚げ高(円) 253,473	93,662	16,261		2,268	3,193		2,586		372,563
水揚げ	" (%) 18.8	6.9	1.2		0.1	0.2		0.2		27.5

(注) 『昭和十四年度宮崎県水産試験場業務概要』p. 66~73 より作成

主トシテ県外へ水揚スルモノ (鹿児島県山川及枕崎港) 油津11隻, 南郷14隻, 内海2隻, 細島4隻計30隻内外ニシテ (大堂津小型船10隻ハ本年度鹿児島湾口ニテ鯉漁多カリシタメ) 其水揚総額ハ……約40万円ナリ。」³⁶⁾

これによれば, カツオ水揚げ高は県内より県外の方が多い。

昭和14年を例に県内水揚げ, 県外水揚げの状況をみるために作成したのが表IV-5である。同年のカツオ水揚げ総額は135万円であり, 前年の約70万円を倍増するほどの水揚げ高であるが, 水揚げ地は県内が30%, 残り70%は山川・枕崎両港に水揚げされている。

つまり漁獲高の増加分はそっくり県外水揚げ高の増加となっていること, それは漁船動力化がもたらした漁獲高の増加分を県外に水揚げしていったことを, また宮崎県におけるカツオ漁業の発展は県内のカツオ節加工の発展を随伴しないですすんだことを示している。

漁獲高の多いのは油津船で全体の40%を, 次いで南郷が29%と漁船の中・大型化した2地区のみで全体の7割を漁獲しているし, 県外水揚げに多くを依存している。逆に地元への水揚げ高が高いのは大堂津, 島野浦, 細島, 折生迫あるいは土々呂, 門川であって, そこでのカツオ漁業は近海漁撈用の小型船によって行なわれている。

さて, ここでカツオ・(マグロ) 漁業における重層構造について要約しておく。

重層構造は, カツオ・マグロ漁業・節加工技術のマニユ的性格に規定され, 大規模経営の優位性を充分発揮しえない段階で形成・維持される。この点, 独占段階における重層構造とは異質である。地域的には県南部と中部・北部との対立的共存の形をとり, 県南部では中・大型船による漁場の沖合・遠洋化, カツオ・マグロ兼営の純化ないし専業化, 餌料購入・県外水揚げといった社会的分業の発達・節加工場の糾合・大量生産と全国市場向け節加工といった形態をとり, 県中部・北部では小型動力船による近海操業, イワシ漁業導入による多角経営と餌料自給, 地元水揚げ, 零細加工場との結合, 生産物の地元消費という構造をもつ。

3. マグロ漁業の転期

第二次漁船動力化によってますます隆盛の途につくマグロ延縄漁業にとって、最大の危機は昭和恐慌による経営の窮迫であった。窮迫の打開は県外入漁船（鹿児島県船籍）と油津港の商業資本との対決によって口火が切られる。

「不況解消の対策として、県水産会ではまずまぐろ延縄漁業の改善に着手したのである。…（鹿児島…引用者）県まぐろ延縄漁業者は1,500名、その隻数は130隻で毎年12月から5月まで宮崎県油津を根拠地として操業し、漁獲高は約50～100万円に達し、全部油津港で販売している。同地漁業組合は、販売手数料として水揚げの100分の7を徴収し、ほかに問屋に対し単に船員が上陸の場合休憩、餌料の買入れ等の世話をするだけに止まるのに100分の3徴収される。その他餌料、氷、食料の買入れ等において多大の不利益を忍ばざるを得ない状態である。これが改善が不況解消対策の根本策であるから、本会（鹿児島県水産会…引用者）は関係漁業組合と協議し、販売手数料の軽減を油津漁業組合に交渉するとともに、まぐろ延縄出漁組合を組織し、従来問屋に任せた事業の回収を計画し、先般来文書により、または当方から出向いてしばしば交渉したのであるが、油津側では応諾の回答をなさず、しかも出漁時期は追々に切迫したので、一大決心をなし、根拠地を南郷村に移すことに決意したのである。」³⁷⁾

団体交渉のため昭和6年に設立された鹿児島県出漁組合が油津漁業組合に提出した要求項目は以下の4点であった。

- 1) 従来問屋制度を廃止すること
- 2) 手数料を6分から5分に引下げること
- 3) 食料品の共同購入をなすこと
- 4) 燃料は入札制度として毎月実施すること³⁸⁾

結局、油津港の商業資本はこの要求を拒絶したので、出漁組合は隣村南郷村に交渉の場を移し、全面的に受け入れられたので根拠地を油津から南郷（栄松・外ノ浦）に移すことになった。

鹿児島県出漁組合の行動は油津港の商業資本による組織的妨害の下で成功裡に進められている。

「本県マグロ漁船の南郷村新根拠地移転に際し、宮崎県当局と油津問屋が結託して、県外問屋を抱え込み、本県漁船の漁獲物の不買同盟を行なう等、相当複雑な事情もあったが、本県一致の対抗策によって、いつしか自然に解消し、今日では全国的に外ノ浦に殺到し、油津相場を断然しのぐに至った……」³⁹⁾

出漁組合が水揚げ地を油津港から南郷村に移した背景は、船団出漁形式をとってきた結束の強さと漁獲量の大半を占めるという優位性を基礎にしていたためであった。そうした条件のない他県船は従来通り油津港を根拠地としていた。油津港は鹿児島県船（1/3）の他に宮崎、大分、佐賀、熊本、長崎、高知、徳島、兵庫、和歌山の諸県船が蟻集していたが、外之浦港には鹿児島県船（2/3）のほかは宮崎県の僅かの地元船と大分県船の一部だけで、鹿児島県の串木野漁船が圧倒的比重を占めていた。

さて、根拠地を移し、前期の商業資本の羈絆から脱却することによって出漁組合はそれだけで多大な利益を獲得した。外之浦港には昭和7年末に鹿児島県出漁組合が創設され、同年度で

表IV-6 マグロ延縄漁船概況 (昭和11年度・昭和12年5月まで)

根拠地	別	漁船数	漁獲高 1 隻平均		漁獲高規模別隻数					
			(千円)	漁獲高(円)	~4,000	~8,000	~12,000	~16,000	~20,000	20,000~
油	津鹿	65	557.2	8,572	6	25	25	7	2	
〃	大分	49	503.7	10,280	6	13	11	13	5	1
〃	高知	55	384.0	6,981	21	14	11	5		4
〃	長崎	9	73.4	8,155	0	5	3	1		
〃	宮崎	29	212.4	7,323	5	13	7	3	1	
〃	その他	17	65.2	3,836	12	4			1	
栄	松鹿	104	1,116.4	10,734	6	13	45	35	5	
〃	大分	20	219.1	10,953	4	2	6	6		2
〃	宮崎	9	36.1	4,014	6	3				
計		357	3,167.5	8,873	64	94	108	70	14	7
平均航海数					4.8	12.7	16.4	18.1	19.1	23.5

(注) 『昭和十一年度宮崎県水産試験場業務概要』より作成

78隻が62万円の水揚げをなしたが、「この第一年次にあげた利益は、手数料では前年に比較して18,000余円が浮いたほか、組合共同購入により漁業用水で3,300円、餌料1万円、燃料油4万円、その他を含めて約8万円は確実に負担軽減となり……」⁴⁰⁾

油津港側も鹿児島県船への妨害が不発に終るや、南郷に合わせて手数料の引下げ、前期的略奪の廃止を行なうなどして近代的商業資本として脱皮していく。

表IV-6は根拠地別、船籍別、漁船隻数、水揚げ高をみたもので、油津港は鹿児島、高知、大分、宮崎、長崎、和歌山等の船が224隻、全体の63%の船が根拠地とし、57%の水揚げをなしている。南郷村栄松港では鹿児島県船が圧倒的に多く、次いで大分県、宮崎県と続く。37%の船が43%の水揚げをしていることから知られるように、鹿児島県とりわけ串木野船の一隻あたり漁獲高が高い。根拠地の移転にともなう利益は大型船で大きかったと推測される。その他県外船、和歌山、徳島、熊本、佐賀、兵庫は漁獲高の少ない船が多く、宮崎県も高知県と同様零細なものが多い。このことは単に漁船規模によるだけでなく、マグロ・カツオ兼営による制約のためと思われる。航海数は漁獲高に比例して多くなっていることがそのことを裏付ける。

4. 大型船の出現

昭和期に入り、宮崎県カツオ・マグロ漁業は2極に分化する傾向をみせるが、一方の極たる中・大型船の操業・経営様式をみておこう。

県立図書館に所蔵されている政府の遠洋漁業奨励法や県の水産奨励規則に基いて奨励金交付申請書のうちから50馬力以上のものをとりあげると6事例がある。そのうち3つは昭和初期以前、残りの3事例は昭和10~12年のものである。番号1の漁船は明治43年に建造され例外をなすので、おおむね中・大型船の出現は昭和以降であるといっておこう。

大型船出現の背景について番号2の春日丸では次のように述べられている。

「經釣漁業及鮪延縄漁業ハ共ニ本県ニ大主要漁業ニシテ現在ニ於テモ動力付漁船ノ大多数ハ

表IV-7 大・中型漁船一覽表

番号	出願年	地区	出願者	トン数	馬力数	機関製造所	漁種	漁期	漁場	乗組員
1	明治43年	南郷村	西村 伝作	40	90	新潟鐵工所	カツオ釣り 運搬業	3~11月 12~2月	宮崎~長崎~台湾 宮崎~大阪・神戸	35 35
2	昭和4年	〃	西村 喜相 西村 伝作 山下弥三郎	120	200		カツオ釣り マグロ延縄	2~11月 12~1月	三陸沖~小笠原~台湾 北海道以南~台湾	76 36
3	昭和5年	〃	西村 伝作	123	205		カツオ釣り マグロ延縄	2~11月 12~1月	〃 〃	67 26
4	昭和10年	〃	福井忠太郎		80	日本発動機 K. K.	〃 〃			
5	昭和11年	油津町	矢野 平被		105	吉見鐵工所	〃		宮崎・鹿児島・三陸沖 宮崎・鹿児島	
6	昭和12年	〃	石井弥三郎	58	120	新潟鐵工所	〃 〃	2月中~10月下 11月下~2月上	鹿児島沖・三陸沖 種ヶ島・奄美大島・大東島	

之ニ従事シ其漁獲高ハ本県水産額四百万円ノ三分ノ一ヲ占ムルモノナルガ近年魚群ノ来遊頓ニ
 通減シ遂年漁場ヲ拡張スルニ非ザレバ能ク漁利ヲ全ク難キニ至レリ就中鯨漁業ニ於テハ三月ヨ
 リ六月ニ渉ル期間ハ大型船ヲ除ク本県一般ノ現在出漁スル自県沖距岸五十哩以内及鹿児島七島
 灘ニ相当魚群ノ回遊ヲ見ルモ七月以降十一月ニ至ル期間ハ魚群全ク此ノ区域ヨリ影ヲ没シ去ル
 ヲ以テ空シク撃船シ……」

すなわち動力化の普及は、漁獲高を上昇させるが、それに伴いカツオの来遊は減少をきたす、ためにカツオの群来を待つのではなく、カツオを求めて遠洋に乗り出すために、漁船の大型化・高馬力化を要したというのである。ただ漁船の大型化・鋼製化・高馬力化には膨大な資金を必要とする。番号2・3の大型鋼船の場合創業費だけで12万5千円近くを要している。この額がいかに大きいかは番号4~6の中型船の創業費が2万円足らずであったことと比較すれば自明である。さて、昭和初期に建造された大型船はその後は出現せず、40~50トン・100馬力前後の中型船にとどまってしまうのはなぜであろうか。この問題は2つの側面から考察される必要がある。1つは大型船の建造は昭和初期であり、中型船の建造は昭和恐慌以降であるという時期的制約からくる。この点は大型船の経営分析の項にゆずるとして、第2の側面は担い手の性格である。大型船の建造者には南郷村の西村伝作が必ず顔を出す。この人は明治35年に南郷漁業組合の前身たる目井津漁業組合の発起人であり、理事として共同販売事業に「寝食を忘れて奮励努力し」、38年には県下で最初に「目井津水産合名会社を組織せしめ菓合網及小台網漁業を為さしめたるが小台網の如きは非常の好成績を示して県下の模範とな」⁴¹⁾ っている。さらに明治43年には県下で最初の蒸気機関船を建造したかと思うと、先述した日南水産会社の常務取締役として宮崎県のカツオ・マグロ漁業発展の基礎をなした人物で、根っからの産業資本家であった。彼の勇猛果敢なパイオニア精神こそ県下最初の大型船・鋼鉄船を建造させたのである。

大・中型船がいづれも南郷村および油津町に集中しているのは、これまで縷々ふれた通り、この地区こそ県下1~2位を争う漁港であり、カツオ・マグロ漁業の根拠地であったからという事情による。大・中型船の発動機関はいづれも県外で製造されたもので、小型発動機関は今

や県内で自給されるようになったのと著しい対称をなすが、県内で大型機関を製造できないというところに、宮崎県のカツオ・マグロ漁船の大型化・高馬力化が一部の地域の一部の者によって担われたにすぎないという、特異性を反映しているわけである。

漁業種類はカツオとマグロ延縄との兼営であるが、同じく兼営であるといっても、小型漁船のそれとは性格を異にすることはしばしばふれたところである。乗組員の構成および賃金形態について番号2の春日丸(番号3の第2春日丸も同じ)を例にみておく。

カツオ漁期乗組員68人、マグロ漁期には27人が雇用されており、漁閑期にも幹部漁夫・機関部職員12人に賃金が支払われている。すなわち船長以下水夫にいたる幹部ないし機関部職員は年雇であるのに対し、漁夫・餌買入人は漁期毎の雇用である。さらに乗組員全員固定給が基本であって、漁獲高に比例して配分される歩合給は全賃金の18%程度にしかすぎない。春日丸の例で示された賃金形態は固定給を基本とするが——後にみるようにこの時期は小型船においても固定給がとられていた——固定給がとられたのは、小型漁船のそれと意味がちがう。大型船においては総資本に占める労賃の比重は極めて小さい。資本の有機的構成は同時期の小型船が0.57前後であるのに春日丸では0.18となっていることでも明らかのように、固定給の比率を高めても船主にとってさして問題ではない。それどころか固定給ということで優良な漁夫を確保し、漁獲競争上の優位性を一段と発揮せんとしたものである。

表IV-8 春日丸の乗組員および賃金 (昭和4年)

		カツオ釣り	マグロ延縄	休漁期
期 間 及 び 乗 組 員 数		10ヶ月・68人	1.5ヶ月・27人	1.5ヶ月
水 揚 げ 高 (円)		105,000	15,000	
固 定 給	船 長	700	105	} 425
	航 海 長	1,100	165	
	漁 撈 長	700	105	
	機 関 長	1,000	150	
	無 線 局 長	1,000	150	
	油 差 5人	2,390	359	
	水 夫 1人	450	68	
	漁 夫	18,400	600	
" (小人)	3,400	255		
	餌 買 入 人 (1人)	500		
歩合給 () 内は水揚げ高に占める割合		5,250 (5%)	1,500 (10%)	

大型漁船の場合、マグロ延縄漁具の大規模化(幹縄210尋のもの120鉢)、ラインホーラーの設置、氷の使用量の増大、無線電信装置がとりつけられるなどの改良をみたが、カツオ餌料については餌料購入係を専門に置くなどしてその安定確保に重大な関心が払われていた。

大型船の経営収支は(表IV-9)、番号2の春日丸(建造は昭和1年)、番号3の第2春日丸(昭和3年の建造)で若干年でみられる。それによれば昭和3年度の第2春日丸がマグロ延縄部門で若干の利益を計上した以外は全て損失となっている。ところがその損失は経年的に縮小に向っていることから、当事者は乗組員が大型船と新漁場に不慣れなのが克服されたとはい

う期待を抱いていた。だが、経験の蓄積・熟練の成果をみないうちに、大型船は昭和恐慌によって破局的打撃を蒙るのである。昭和恐慌は漁獲物販路の閉塞、魚価の暴落、生産手段の高騰を引きおこした。この間魚価は10貫あたりマグロが20円から15～16円に、カツオが15円から一気に6～7円へと大暴落を告げた。恐慌は、借入金に依拠した膨大な設備・経営費・魚価の暴落とりわけカツオ专业化を志向した大型船に手痛い打撃を与えていった。昭和恐慌を境に大型船の出現は影をひそめ、カツオ・マグロ兼営たる中型船に生産力の中心的担い手の座を引き渡すのである。

表IV-9 大型船の経営収支(円)

船名	昭和年	カツオ			マグロ		
		収入	支出	利益	収入	支出	利益
春日丸	1	1,315	11,911	-10,595			
	2	63,570	71,407	-7,834	3,254	8,529	-5,396
	3	77,960	78,439	-476	3,139	9,094	-5,955
第二春日丸	3	51,744	53,589	-1,846	8,771	9,426	654
	4	53,636	55,242	-1,606	11,406	1,216	-611

5. 賃 金

カツオ・マグロ漁業漁夫の賃金については便宜上ここで一括して取扱う。賃金形態はA＝固定給、B＝歩合制（漁獲高の一定割合をもって賃金部分とする）、C＝大仲経費制（歩合給であるが一応区分して扱う、漁獲高より大仲経費を控除した残額の一定割合をもって賃金とするもの）に3分し、各時代・時期毎の形態をみる。

(1) 藩専売制をしいた飢肥藩でのカツオ漁業経営は「……漁船に定数があって其以外には許可されぬ又釣上げた鰹は漁業取締役問屋立会の上で其数を調べて之を鰹節製造人に引渡し其売上高を五等分して別当、製造人、仕登し料、船主、取締に分配した。」⁴²⁾

飢肥藩における4割におよぶ貢租と水夫役の重圧によって、カツオ船はカツオ節売上高の2割をもって経営されねばならなかった。漁夫労賃はいうに及ばず、船主取得も飢餓水準でしかなかった。

(2) 明治期；明治24年の調査によれば「鰹釣ノ如キモ只同村ノ漁夫人締約シテ時々其収益ヲ分配スルノ有様」⁴³⁾として大仲経費制を推測させる記述がある。また37年の調査では歩合給（具体的には漁獲物を乗組員12人と船代7.5人を加えた19.5人で割り、1人前の分配とした。船頭には別途船代より増代が支給される）、大仲経費制（漁獲高より大仲経費を引き、残額を船主4、乗組漁夫6の割合で配分する）両方式が用いられるとしている。ただ、帆船時代には歩合給・大仲経費制といっても、親方船で船主が加工場も併営したりしていれば、漁獲物の買い叩き、大仲経費の過大評価による詐取・前期的収奪が横行して、近代的賃金たる性格をもっていなかった。宮崎郡青島村折生迫の例では明治維新後「…水夫ト親方ノ間殆ンド相对等シ只其船具ノ親方ニ属スルヲ以テ分配ヲ多クスルニ止マルノミ、故ニ表面ニハ親方ノ収利寡キガ如ク見ユレトモ親方ト水夫トノ間ニ行ハル、配当ノ手続キハ漁船ノ帰着スルヤ漁獲物ハ尽ク之ヲ親方ニ取り一尾幾何又ハ一貫目幾何トノ率ヲ立テ之ヲ収領シ、其漁獲物ハ親方ノ処置ニ任ス、水夫ニ配スベキ数量ハ魚価ノ時価ニ比シテ甚シキ廉価ナルヲ以テ親方ノ利益ヲ占ムル常ニ多シ

ト云フ」⁴⁴⁾

この船主自体もまた、前期的商人資本に隷属せしめられていたことは前にみた通りである。

(3) 動力化初期＝大正期

表IV-9は小型カツオ・マグロ動力船の賃金形態の変遷を大正以降についてみたものである。表を参考にしながら以下論述をすすめる。県下最初の動力船魁丸の賃金形態は大仲経費制と固定給とが併用され、漁獲高より大仲経費を差引き、船主4、乗組員6の割合で配分し、職階給は漁撈長2代、表船頭が1.5代、製造人・平漁夫1代であった。また機関士・漁撈長・漁撈手には船主から大仲経費制の4割に相当する額が固定給として支給されていた。幹部漁夫についてだけ大仲経費制と固定給とが併用されていたわけである。平漁夫と漁撈長との賃金格差は3.3倍と大きい。魁丸の事例は特例ではなく、漁船動力化の時期に賃金形態も歩合給・大仲経費から固定給への移行が広く認められる。

表IV-9 小型カツオ・マグロ漁船漁夫における賃金形態の変遷

年	事例数	業種(標準)	トン数	歩合制		大仲経費C	
				固定給A	B		
大正4～5年	10	カツオ釣り+マグロ延縄	18～19トン	4	10	6	A+B=4, B+C=6
大正8～9年	8	カツオ釣り+マグロ延縄	12～15トン	1	5	7	B+C=5
大正10～13年	9	カツオ+マグロ+イワシ漁	7～10トン	9	2	0	A+B=2
昭和3～5年	14	〃	10トン前後	10	9	4	A+B=7, B+C=2
昭和7～11年	9	〃	〃	1	1	8	A+B=1

大正3年頃の門川漁業組合では、「出稼漁業ノ組織ハ現今ハ全部 発動機付漁船ニ 漁夫約二十五人乗組ミ出漁ス漁夫ノ収入ニ月給制度ト歩合ノミニヨルモノトニ二アリ月給ニヨルモノトハ平均一人十四五円ノ給料ニ売上高ノ八分ヲ歩合トシテ漁夫ニ分配ス単ニ歩合ノミニヨルモノハ総売上高ヨリ経費全部ヲ控除セル残額ヲ折半シーヲ船主ニ他ヲ漁夫ノ所得トスル方法ニヨレリ然レトモ 近来漸次月給制度ニ改メラレ歩合ヲ以テスルモノハ僅ニ二割内外ニ過キササルニ至レリ」

同じく大堂津組合では県外出漁では「組合員所属ノ漁船ニ乗組出稼スルモノト他組合船ニ雇ハレ出稼スルモノト二種」あったが次第に前者の衰退、後者の普及がみられるとしたうえで、「其主因ヲ考フルニ 従来雇主ト漁夫トノ 契約ハ主トシテ漁獲高ニ対スル歩合制度ナリシヲ以テ漁夫モ魚物売買其他魚代金ニ関シ各自一部ノ権利ヲ主張シ随時漁獲高ノ配当ヲ受ケ天候不良其ノ他ノ休日ノ場合ハ妄ニ金銭ヲ浪費シ不品行ヲ敢テセシカ現今ハ主トシテ月給制度ニ改メ双方契約締結ト同時ニ出稼期間ニ対スル月給ノ全額或ハ多額ノ前借ヲナシ其全部ヲ家族ノ日常生活費ニ充当スルカ又ハ負債ヲスル等ノ有利ナル資ニ供スルニ至リ家族ノ扶養漁村維持ノ觀念ヲ強メ随テ漁業精励ノ度モ前日ニ倍シ浪費ヲ戒メ風紀ノ改善ヲ見ルニ至レリ」

固定給普及の要因についてのこの指摘は一面的・現象的であって、正鵠を得ているとはいえないが、それでも固定給が県外船よりもたらされたこと、そのことは船主・漁夫間の血縁・地縁の結合の稀薄化に随伴して発生し、県外出漁船から段々に普及したこと、さらに固定給の採用は漁撈活動を刺激し、漁夫の生活を安定させたことがわかる。

前掲表Ⅳ-9によれば大正4～5年のカツオ・マグロ漁業における一般漁夫の賃金形態は、 $A+B$ 、 $B+C$ の二方式がとられている。この場合 B = 歩合給は10%、 C = 大仲経費制は50%であり、船長、漁撈長、機関士(長)、水夫、油差等の幹部漁夫、機関部職員にはいづれも固定給がついている。

さて、全国的にみれば漁船動力化の過程で賃金形態は固定給から歩合給への切りかえが進んだといわれている。『日本漁業の経済構造』では、「明治の初年から三〇年頃の期間に固定給制度へと移行を始め……」だが、「漁業における支配的な賃金形態を確立するのに至る前に再び歩合制にとって代られるのであって、……かかる固定給制への芽生えは明治三〇～四〇年代に早くも刈り取られてしまうのである。」この固定給制が挫折していくのは、漁船動力化をもたらしたのが、「問屋＝商人資本の「産業資本」への転化」によってであり、「資本は歩合制の中にこそ自己の資本蓄積の最も甘美なる地盤を発見」したためであるとする⁴⁵⁾。

一方、伊豆川氏は固定賃金ないしは歩合固定賃金併用は明治期から大正期にかけて大巾に減少してきていると指摘した上で、「これは、漁業技術の変化を契機として旧来問屋資本が一時後退したことが大きな原因」としている。すなわち、「固定賃金制をとった鰹漁業の背後には潤沢な資金をもつ問屋即ち商業資本が介在していた」が、その商業資本の後退によって歩合制がとられるようになったというのである⁴⁶⁾。

両者の見解は明治末期にはそれ以前かなり広汎に普及していた固定賃金制は崩壊し、歩合制にとってかわられるという点で共通しながらも(宮崎県では逆)、その原因となると『経済構造』では「問屋＝商人資本の「産業資本」への転化」といい、伊豆川氏の「旧来問屋資本の一時後退」というのと全く説を異にしている。

宮崎県では動力化の時期に全国的動向とは逆に、歩合給ないし大仲経費制から固定賃金へと移行した。それは一方で、カツオ漁業経営の前期的資本の羈絆からの自立化がマグロ漁業の発展にも支えられて進み、かつ漁夫にとって相対的に優利な経済的環境——特に第一次大戦好況によってもたらされたカツオ漁業の発展は、沖合、動力化に即応しうる優良な漁夫・技術者に対する需要を高め、相対的に漁夫の立場を有利にしていたために生じた。このことを裏付けるように、反動恐慌にみまわれた大正8～9年には固定給はすっかり影をひそめ、 $B+C$ ないしは C が大多数となる。このうち B は1%ないし300円といった極く小率・少額であって、実質は C 形態のみとなった。 C は50%が標準である。幹部漁夫・機関部職員についても、固定給は少数事例となり、 $B+C$ 方式が支配的となる。賃金形態としての B ないし C は賃金の後払い(流通資本の節約)、漁夫の賃金を船主の利益に結合させることによって、監督労働を不要にし、かつ漁獲が少ないかあるいは皆無であれば、その間の労働は不払労働とさせる特徴をもつ。経済不況、恐慌局面にあっては、漁業経営の悪化を労働者搾取の強化によって切り抜けるために歩合制賃金形態が広く採用されるのである。船主利益率は大正4～5年では15%前後であったのに、歩合制賃金の波及をみた8～9年頃には利益率は10数%から50～60%もの高率まであらわれ、搾取度が一層強まっている。大正10～13年頃には、より小型漁船によるカツオ釣り・マグロ延縄にイワシ漁業あるいは小延縄を追加した漁撈方式が拡がるが、賃金形態は恐慌からの脱出、好況への推転によって漁業経営は再び余裕をとりもどしたため、全ての漁船に固定給が採用されている。

(4) 昭和初期では固定給採用がまだ支配的であるが、大正末期に比較すれば、BないしCを採用する漁船の増加もみられる。ただBは漁獲高の5~10%で前期より若干低下し、一方Cは50~60%へと上昇しているの、A+B、B+Cの併給方式であってもBの占める比重は10%台にすぎず、賃金形態のうちBの意義は薄れつつあるということが出来る。これは生産手段の価格が漸騰するのに対応していることはいうまでもない。

また、昭和初期にあらわれる中・大型船の賃金形態は固定給を中心とし、その形態変化に乏しいのは総資本に占める賃金部分の比が小さく、賃金形態によっては経営が左右されにくくなったことや、固定給により優良な漁夫を確保して漁獲競争上の優位を確保せんとしたためであろう。

さて、カツオ・マグロ漁業の賃金形態も昭和恐慌以降、経営の逼迫を反映してCが圧倒的多数となる。Cの水準は60%と高くなってはいるが、利益率も昭和初期の10%台から20~30%にまで上昇している。幹部漁夫・機関部職員も漁夫と同じくCの賃金形態をとる。漁撈長と漁夫との賃金格差は2倍程度にまで縮小してきている。

以上、カツオ・マグロ漁業における賃金形態の変遷をたどってきたが、賃金形態を固定給および歩合給(大仲経費制は歩合給である)に二分すれば、前者は漁夫に、後者は船主により有利な賃金形態であるということが出来る。その両形態が度々入れ換るのは、船主と漁夫との力関係の変化に依拠してのことである。ところが戦前における労働運動は漁業においてはほとんどみられないので(船頭を通じての漁夫雇用、船主と漁夫との地縁・血縁的結合の強さ——経済的強制的強固な残存が原因)、両者の力関係の変化とは、日本における資本主義発展過程での産業循環に規定されてのことであるという以外ない。経済の繁栄・好況局面ではカツオ・マグロ漁業も活発化し、漁夫需要の増大が漁夫の立場を相対的に優位たらしめ固定給がとり入れられる。船主経営の余裕がそれを許諾する。

他方、不況・恐慌局面ではカツオ・マグロ漁業も沈滞・経営の逼迫があらわれて、それを漁夫に転嫁するため歩合制が採用されることになる。漁夫の立場はその需要の減退によって低下せざるを得ないという具合に⁴⁷⁾。

追記

あえて要約を期すまでもないので割愛させていただく。本稿を書き終ってからも若干の資料が集まっているが、次回を期したい。とりあえず拙稿「錦江湾の漁具・漁法の変遷」岩切成郎編『錦江湾—自然と社会—』(昭和53年)所収を参照されたい。

最後に本稿作成にあたって多くの方々の協力を得た。とりわけ、本学の蔭山純由・森永晃一の両氏には資料蒐集・統計整理で大変お世話になった。記して深謝する次第です。

注

- 1) 農林省水産局『旧藩時代の漁業制度調査資料 第1編』(昭和9年)325頁。
- 2) 柳田龍太郎著『元伊形郷土誌』(昭和12年)41頁。
- 3) 伊豆川浅吉著『日本鯉漁業史 上巻』(昭和33年)106頁。
- 4) 『鹿児島県大島郡鯉漁業一斑』(発刊年は記されていないが明治末である)9~10頁。
- 5) 出漁組合の創立は『明治四十年宮崎県県治概要』によれば明治40年3月であるが、先に明治37年4月の新聞には「出漁組合は過般成立」したとされているので、明治後期というにとどめた。
- 6) 明治37年4月23日、宮崎新報。

- 7) 『油津漁業協同組合創立七十年史』(昭和47年)141頁.
- 8) 柳田龍太郎著『前掲』41頁.
- 9) 農務局『水産事項特別調査』(明治27年)513頁.
- 10) 農務局『前掲』436頁.
- 11) 『宮崎県水産試験場創立十年記念号』(大正1年)50頁.
- 12) 『明治三十八年度水産試験場業務報告』45頁.
- 13) 『宮崎県水産試験場創立十年記念号』51頁.
- 14) 『宮崎県県治概要』(明治40年)
- 15) 『昭和十三年度宮崎県水産試験場業務概要』30頁.
- 16) 大正9年5月14日 宮崎新聞.
- 17) 『明治三十六年度宮崎県水産試験場業務報告』41頁.
- 18) 『明治三十七年度宮崎県水産試験場業務報告』2頁.
- 19) 『明治三十七年度宮崎県水産試験場業務報告』1頁.
- 20) 『明治四十一年度宮崎県水産試験場業務報告』9頁.
- 21) 明治37年1月10日, 宮崎新報.
- 22) 『明治四十四年度宮崎県水産試験場業務報告』6~7頁.
- 23) 明治41年6月6日, 日州新聞.
- 24) 明治41年6月23日, 日州新聞.
- 25) カツオ漁業の盛んな鹿児島県でも明治41年に坊泊鯉会社の所属船舞鶴丸(西洋型帆船・35トン)に35馬力の石油発動機がとりつけられたのが最初である. 鹿児島県刊『鹿児島水産史』(昭和43年)301頁.
- 26) 『明治四十四年度宮崎県水産試験場業務報告』6頁.
- 27) 『明治四十四年度宮崎県水産試験場業務報告』6頁.
- 28) 『油津漁業協同組合創立七十年史』70頁.
- 29) 鹿児島県節類水産組合『さつまぶし』(明治四十五年)74~85頁より.
- 30) これは資本主義的再生産過程から生み出されるものであって, 自然的制約による吸収・反発と理解されてはならない.
- 31) 伊豆川浅吉氏はその著書『日本鯉漁業史・下巻』(昭和33年)の中で, カツオ漁業が「資本家的経営の一特殊形態としてのマニファクチュア的形態」(253頁)となるのは, 昭和以降の漁船大型化・高馬力化によって達成されるとしている. 大正期のカツオ漁船動力化をして資本家的経営と称しない理由として氏は, 「資本の原始的蓄積が低度であって」「資本家的経営特有の継続的な大規模な漁撈が出来ず, 「又, かかる経営の反面には前期的な色々な社会関係を含んでい」(184頁)るからであるとしている. 氏の「規定」はマニユ的漁業にしばみられるものであって, 否定する論拠とはいいがたい. 資本家的経営か否かは資本と賃労働との対立的結合が果されているかどうか, したがって又, 前期的資本の産業資本への転化, 前期的資本からの自立化をもって判断基準とすべきである. 伊豆川氏は実証面においても明治末期の動力化は前期的資本の一時後退をもたらすとするが, その論拠をカツオ漁業の衰退地域での前期的資本の動向に求めるという誤りを犯している.
- 32) 『大正十七年度宮崎県水産試験場業務概要』7頁.
- 33) 『大正六年度宮崎県水産試験場業務概要』33頁.
- 34) 以上は『大正十一年度宮崎県水産試験場業務概要』13~14頁による.
- 35) 『油津漁業協同組合創立七十年史』141頁.
- 36) 『昭和十三年度宮崎県水産試験場業務概要』4~5頁.
- 37) 富宿三善著『串木野漁業史』(昭和46年)250~251頁.
- 38) 『鹿児島水産史』896頁.
- 39) 富宿三善著『前掲』253頁.
- 40) 富宿三善著『前掲』253頁.
- 41) 明治41年6月23日 日州新聞.
- 42) 大正5年10月10日 宮崎新聞.
- 43) 農務局『前掲』530頁.
- 44) 伊豆川浅吉著『前掲 上巻』106頁.
- 45) 近藤康男編『日本漁業の経済構造』(昭和28年)201~205頁.
- 46) 伊豆川浅吉著『前掲 下巻』238~239頁.

- 47) 漁業賃金——特に歩合制賃金については若干の補足を必要とする。歩合制賃金は、その形態からして封建的なものであり、固定給が資本主義的形態であるとする伊豆川浅吉氏や岡本清造氏は『資本論』のいう出来高賃金（歩合制賃金）は時間賃金（固定給）の形態転化したものであり、「資本主義的生産様式に最もふさわしい賃金形態」であって、「それがはじめていくらか大きな部分を占めるようになるのは、本来のマニファクチュア時代のことである」（大月版722頁）ことを座視したといわざるをえない。一方賃金を単にその形態だけから論ずるのではなく、生産関係の中でとらえることも行われている。近藤氏は「歩合制はマニユ的漁業を中心とする現在の日本の漁業の段階が、ギルド的技能体系と単純な協業とによって行われている場合において、その頂点たる船頭を中心とする身分的職階性の維持たるところの賃金体系であることを忘れてはならない。」（近藤康男著『漁業経済概論』（昭和34年）126頁）という。だが、船頭制とは技能的技術水準に基礎づけられた「労働者による労働者の搾取」形態であって、生産関係そのものではないことに留意する必要がある。この点岩切氏は「歩合制賃金を船頭制雇用（傍点引用者）と癒着した労働条件というより生産関係として理解すべきであるとしている（岩切成郎著『漁村構造の経済分析』（昭和44年）55頁）。賃金論はあくまで「資本の労働者の搾取」としてとりあげられねばならないし、さらに、日本資本主義の構造と発展の中に位置づけて考察されねばならない。